

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュアリティ・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2015年3月

発行登録目論見書



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付
円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とするドイツ銀行（以下「発行会社」といいます。）発行の社債の売出しに関する発行登録につきましては、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定に基づき、発行登録書を平成26年1月6日に関東財務局長に提出し、平成26年1月14日にその効力が生じております。また、同法第23条の4の規定により、ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債（以下「本社債」といいます。）の売出しに関する訂正発行登録書を平成27年3月9日に関東財務局長に提出しております。当該訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後申込みが確定するときまでに提出されているため、発行登録の効力は停止しません。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に記載された本社債を取得させ、または売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の利息額は、日本円で支払われますが、その金額は、日本円とトルコリラとの一定の外国為替相場に基づき算定されます。また、本社債の償還金額は、一定の期日における円／トルコリラ間の外国為替相場により、トルコリラでなされることがあります。そのため、支払われる利息額および償還金額は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。これらの外国為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」、同「5. 償還」および同「6. 償還金額の計算」をご参照下さい。

発行会社は、平成27年3月2日付で「ドイツ銀行ロンドン支店 2025年4月2日満期 早期円償還条項付 ブラジルリアル連動パワー・クーポン社債」の売出しについて、および平成27年3月9日付で「ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン インドルピー／日本円連動社債」の売出しについて、訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録目論見書には記載されておりません。

リスク要因およびその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された為替リスク、利率変動リスク、早期償還リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う（ただし、下記の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅したものではない。）。本社債への投資を検討される方は、為替リスクおよび利率変動リスク等に関する事項ならびに通貨および金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有すべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである（下記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、リスク要因、発行会社に関するリスク要因、および本社債に関するリスク要因」をあらかじめ十分に読むこと）。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還金額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

本社債につき支払われる金額

本社債の元本はトルコリラにより支払われることがある（下記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還、および同6. 償還金額の計算」を参照のこと）。かかる元本の支払額の日本円相当額は、償還時に有効な日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートにより異なる。そのため、日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

公共メディアにおいて公表されている為替レートと全世界的な外国為替市場において取引が行われる為替レートとは異なることがあり、したがって、為替相場が下記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、6. 償還金額の計算」に示される水準に達したと公共メディアが報じた場合でも、トルコリラ償還事由（下記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、6. 償還金額の計算」に定義される。）が生じたとは限らず、またかかる報道がなくてもトルコリラ償還事由が生じる場合がある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2015年9月26日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年3月26日以降の各利払期日については、日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートにより適用される利率が変動する。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートの変動により影響を受けるリスク

日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートに影響を与え、本債券の価値を下げることもありえる。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるとの保証はない。発行者、売出人およびそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、為替市場、トルコリラ金利市場および円金利市場ならびに発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの強制早期償還日に本社債の額面金額100万円につき100万円でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本社債が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる早期償還金額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間の普通社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで強制早期償還のない標準的な発行者の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行者の経営・財務状況の変化および信用格付の変動が本社債の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本社債の価値は、発行者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する社債に対する信用格付の実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者の経営・財務状況および発行者が発行する社債に対する信用格付に反映されることのある発行者の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。発行者、売出人またはそれらの関連会社は、外国為替市場における自己のポジションを直接取引、先渡取引およびオプション取引によりヘッジすることもある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の条件決定時ならびに利率判定日、最終償還判定日および強制早期償還判定日における日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートに影響する可能性がある。

カントリー・リスク

本社債には、トルコ共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、規制の変更等に起因する通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建ての社債

に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが存在する。かかるリスクが顕在化した場合には、投資元本に損失が発生する可能性がある。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

利益相反

発行者が計算代理人として行為する場合または計算代理人が発行者の関連会社である場合、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行者は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行者には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行者および／またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係（貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。）を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 証券情報	3
＜ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円／トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債に関する情報＞	3
第1 募集要項	3
第2 売出要項	3
1 売出有価証券	3
2 売出しの条件	6
第3 第三者割当の場合の特記事項	37
＜上記以外の社債に関する情報＞	37
第1 募集要項	37
第2 売出要項	37
1 売出有価証券	37
2 売出しの条件	37
第3 その他の記載事項	37
第二部 参照情報	38
第1 参照書類	38
第2 参照書類の補完情報	38
第3 参照書類を縦覧に供している場所	39
第三部 保証会社等の情報	39
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	40
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	41
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	75

【表紙】

【発行登録番号】

26-外1

【提出書類】

発行登録書（訂正発行登録書を含む。）

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成26年1月6日発行登録書提出

平成26年1月15日訂正発行登録書提出

平成26年1月22日訂正発行登録書提出

平成26年2月3日訂正発行登録書提出

平成26年2月20日訂正発行登録書提出

平成26年3月3日訂正発行登録書提出

平成26年4月18日訂正発行登録書提出

平成26年5月2日訂正発行登録書提出

平成26年5月2日訂正発行登録書提出

平成26年5月2日訂正発行登録書提出

平成26年5月15日訂正発行登録書提出

平成26年6月26日訂正発行登録書提出

平成26年6月27日訂正発行登録書提出

平成26年7月24日訂正発行登録書提出

平成26年8月14日訂正発行登録書提出

平成26年8月19日訂正発行登録書提出

平成26年8月27日訂正発行登録書提出

平成26年9月9日訂正発行登録書提出

平成26年9月25日訂正発行登録書提出

平成26年9月29日訂正発行登録書提出

平成26年10月1日訂正発行登録書提出

平成26年10月7日訂正発行登録書提出

平成26年10月28日訂正発行登録書提出

平成26年11月7日訂正発行登録書提出

平成26年11月19日訂正発行登録書提出

平成26年12月16日訂正発行登録書提出

平成27年1月27日訂正発行登録書提出

平成27年1月30日訂正発行登録書提出

平成27年1月30日訂正発行登録書提出

平成27年2月17日訂正発行登録書提出

平成27年2月17日訂正発行登録書提出

平成27年3月2日訂正発行登録書提出

平成27年3月9日訂正発行登録書提出

【会社名】

ドイツ銀行

(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)

ディレクター 欧州市場部長 マルコ・ツイマーマン

(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
 タウヌスアンラーゲ 12
 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic
 of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
 同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
 同 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
 丸の内パークビルディング
 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【発行登録の対象とした売出
 有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年1月6日
効力発生日	平成26年1月14日
有効期限	平成28年1月13日
発行登録番号	26-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	2,847億8,695万5,912円50銭

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部 証券情報

<ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債に関する情報>

本書は、発行登録の対象とした売出しにかかる社債のうち、ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債（以下「本社債」という。）に関するものである。

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

以下に記載するもの以外については、本社債を売出しにより売り付けるに当たり、本社債に関する「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載する。本書中の本社債に関する未定の事項は、2015年3月中旬頃に決定される予定である。

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店 2020年3月26日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	(未定)億円 (注2)	売出価額の総額	(未定)億円 (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2020年3月26日(または当該日が営業日ではない日に該当することとなる場合、支払期日は、翌営業日に繰り延べる。) (以下「満期償還日」という。)(注3)		
利率	(1) 固定利息期間に関する適用利率 各本社債は、2015年3月30日(以下「発行日」という。)(同日を含む。) から、年率(未定)% (年率5.50%以上年率9.50%以下を仮条件とする。)(以下「固定適用利率」という。) で、2015年9月26日(以下「利率転換日」という。)(当該利率転換日は、固定利息期間に関する利息期間最終日となる。)(同日を含まない。) まで利息を生じる。利息は、固定利息期間について発生する。 「固定利息期間」とは、発行日(同日を含む。) から利率転換日(同日を含まない。) までの期間をいう。 (2) 仕組利息期間に関する適用利率 各仕組利息期間に関する利率(以下「仕組適用利率」という。) は、以下に定めるところによるものとする。 ある仕組利息期間に関する仕組適用利率は、次のとおり算定される。 (A) 当該仕組利息期間に係る利率判定日において、計算代理人によって算定されるところにより、参照為替が利率判定為替と等しいか、またはこれを上回る場合、適用される仕組適用利		

	<p>率は、年率(未定)% (年率 5.50%以上年率 9.50%以下を仮条件とする。)になる。</p> <p>(B) (A)に該当しない場合、適用される仕組適用利率は、年率 0.10%になる。</p> <p>「仕組利息期間」とは、利率転換日(同日を含む。)から初回の仕組利息期間最終日(同日を含まない。)までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日(同日を含む。)から翌仕組利息期間最終日(同日を含まない。)までの期間をいう。</p> <p>「仕組利息期間最終日」とは、2016年3月26日に開始し、2020年3月26日(同日を含む。)までの毎年3月26日および9月26日をいう(以下、利率転換日および仕組利息期間最終日それぞれを「利息期間最終日」という。)</p> <p>(3) 利払期日</p> <p>利息は、満期償還日(同日を含む。)までの毎年の利払期日(以下に定義する。)に後払いされる。「利払期日」は、各利息期間最終日とし、または当該利払期日が営業日ではない日に該当することとなる場合、当該利払期日は、営業日である翌日に繰り延べる。ある利息期間に関する利息が当該利息期間最終日より後に支払われることになった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。</p> <p>「営業日」とは、ロンドン、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業(外国為替および外貨預金の取引を含む。)を行っており、また汎欧州自動即時グロス決済・高速振替(TARGET2)システムが稼働している日(土曜日または日曜日を除く。)をいう。(注4)</p>
<p>売出しに係る社債の所有者の住所および氏名または名称</p>	<p>SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 (以下「売出人」という。)</p>
<p>摘要</p>	<p>その他</p> <p>本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。</p> <p>その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。</p>

(注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)のデット・イシューアンス・プログラムに基づき、2015年3月30日(ロンドン時間)(下記「2 売出しの条件(注1)」を参照のこと。)に発行会社により発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引受けられる。

(注2) 上記の売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面金額と同額である。本社債の額面総額および利率は、上記の仮条件に基づく本社債の売出しにおける需要状況を勘案したうえで、2015年3月中旬頃に決定される予定である。上記の仮条件は、市況により変更される可能性がある。

(注3) 本社債の最終償還は、満期償還日において、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、6. 償還金額の計算」に従い日本円またはトルコリラによりなされる。なお、満期償還日前の償還については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還、(3) 違法性による償還」、「2 売出しの条件、本社債要項の概要、10. 債務不履行事由」および「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件、(a) 強制早期償還事由」を参照のこと。

計算代理人の判断において、いずれかの強制早期償還判定日に強制早期償還事由が発生した場合、発行会社は、後記「2 売出しの条件、本社債の要項の概要、13. 通知」に従い本社債権者に対して通知を行い、また本社債の全部（一部は不可）を償還し、計算金額に相当する本社債の各元本金額が直後の強制早期償還日において額面金額で償還される。「強制早期償還事由」とは、関連する強制早期償還判定日において、参照為替が強制早期償還判定為替と等しいか、またはこれを上回ることをいう。

かかる早期償還については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、17. その他の最終条件」に定義されている。

(注4) 本「利率」欄に使用されている用語は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」において定義されている。本社債の利息に係る条件の詳細は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要、3. 利息」を参照のこと。

(注5) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本（注5）において「ムーディーズ」という。）よりA3、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービズ（以下、本（注5）において「S&P」という。）よりA（クレジット・ウォッチ・ネガティブ。S&Pからの格付は、S&Pによる2015年2月3日付の発表に従って格下げの可能性のある見直しが現在行われている。）、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本（注5）において「フィッチ」という。）よりA+の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月9日）現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月9日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 売出しの条件

売出価格	100万円 (額面金額の100%)	申込期間	2015年3月19日から 2015年3月27日まで (注1)
申込単位	額面100万円以上 額面100万円単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人の日本における 本店、各支店および各 営業部店ならびに(注 2)記載の金融機関お よび金融商品仲介業者 の営業所または事務所 (注3)	受渡期日	2015年3月31日 (日本時間) (注1)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの 委託契約の内容	該当事項なし。

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたは全てを概ね一週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注2) 売出人は、金融商品取引法(その後の改正を含む。)第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。

(注3) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本社債の券面の交付は行われない。

(注4) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注4)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注5)において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

本社債要項の概要

本社債の購入には、相当なリスクを伴い、本社債の購入は、本社債へ投資することによるリスクおよび利点を評価するために必要とされる金融および事業に関する事項についての知識・経験を有する投資者にのみ適合している。投資判断を行う前に、本社債の購入予定者は、本社債の性質およびリスクの負担の度合いについて理解し、かつ、自らの財務環境、財務状態および投資目的に照らして、本社債要項に記載の一切の情報を注意深く検討することを確実にしなければならない。

発行会社は、本社債に関する支払につき元利金等の上乗せをする義務はない。本社債につき支払われる金額はすべて、控除または源泉徴収により賦課、徴収または回収されるすべての性質の公租公課または政府課徴金を控除または源泉徴収して行われる（当該控除または源泉徴収が法律により要求される場合）。

1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

(1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店を通じて行われる発行会社によって発行され、日本円（以下「利払通貨」という。）建てで額面金額100万円（以下「額面金額」という。）による（未定）億円で発行される。各本社債の「計算金額」は、100万円とする。

（注）総額については、需要状況を勘案した上で2015年3月中旬頃に決定される予定である。

(2) 様式

本社債は、無記名式で発行され、発行時に一または複数の大券（以下、それぞれを「大券」という。）により表章される。

(3) 仮大券・交換

(a) 本社債は、当初、利札または賦札を伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、利札または賦札を伴わない永久大券（以下「永久大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の当初発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に交付される。いずれかの本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義する。）までに本社債について支払われるべき元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、当該本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の（所定の様式による）証明書を決済機関が受領しており、かつ決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合に限り、仮大券の呈示と引換えに支払われる。

(b) 仮大券は、その発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以後、仮大券に記載されるとおり、請求により、上記の実質所有者の証明書と引換えに（ただし、当該証明書が既に付与されている場合は、この限りではない。）、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。

(c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する利息、元本その他の金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に留保または拒絶されている場合はこの限りでない。

(d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を個別の確定様式による利札付の利払通貨建ての本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。かかる目的において、「交換事由」とは、①債務不履行事由（後記「10. 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続していること、②決済機関が14日間連続で休業していること（祝日、制定法上の、またはその他の理由によるものを除く。）、または業務を永久に停止する意向を公表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない

旨の通知を発行会社が受けたことまたは③発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったであろう不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「13. 通知」に従い、速やかに本社債権者に対する通知を行う。この場合、決済機関（永久大券に係る権利の所有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記③の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。当該交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

(4) 決済機関

仮大券および永久大券は、永久大券の場合、本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで、決済機関により、または決済機関のための共通預託機関により保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム、ルクセンブルグ（以下「CBL」という。）およびユーロクリア・バンクS.A./N.V. ブリュッセル（以下「ユーロクリア」という。）ならびに当該資格におけるこれらの承継人のそれぞれをいう。

本社債が決済機関またはかかる決済機関のための（共通）預託機関に預託された大券により表章されている限りにおいて、決済機関の記録上、本社債の特定の元本金額を保有する者として一定期間表示される者（決済機関を除く。）は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、本社債の元本金額（この点に関して、各人の口座にある本社債の元本金額について、決済機関により発行された証書その他の書類は、明白な誤りである場合を除き、あらゆる目的において最終的なものであり、かつ拘束力を有するものとする。）を保有する者として扱われるものとする。ただし、本社債の元本金額の元本の支払または当該元本金額より生じる利息の支払に関するものを除き、同様に、関連する大券の持参人は、発行会社、財務代理人、支払代理人および計算代理人により、関連する大券の条件に従って、当該元本金額を保有する者として扱われるものとし、また、「本社債権者」および「本社債の保有者」ならびにこれと関連する表現についても、同様に解釈されるものとする。

本社債は、伝統的な大券（以下「CGN」という。）の様式により発行され、またユーロクリアおよびCBL（以下、個別にまたは総称して、「ICSD」という。）の双方のため、共通預託機関によって保管される。

(5) 本社債権者

「本社債権者」とは、本社債との関連では本社債の保有者を意味し、大券により表章される本社債との関連では前記「(4) 決済機関」に記載されるとおりに解釈されるものとする。

2. 地位

本社債に基づく債務は、発行会社の無担保かつ非劣後の債務であり、相互に同順位であって、法律により優先される債務を除き、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。

3. 利息

利息の目的で支払われるべきものとして本書に記載される金額は、本社債の取得に係る元本の利用および本社債が取得された元本よりも少ない価額で償還されることもあることの見返りの双方のための対価である。

(1) 固定利息期間に関する適用利率および利息期間

(a) 固定利息

各本社債は、2015年3月30日（同日を含む。）から、年率（未定）%（年率5.50%以上年率9.50%以下を仮条件とする。）（以下「固定適用利率」という。）で、2015年9月26日（以下「利率転換日」という。）（当該利率転換日は、固定利息期間に関する利息期間最終日となる。）（同日を含まない。）まで利息を生じる。利息は、固定利息期間について発生する。

「固定利息期間」とは、本「3. 利息」における相反する記載にかかわらず、発行日（同日を含む。）から利率転換日（同日を含まない。）までの期間をいい、本「3. 利息」も同様に解釈されるものとする。

(b) 利息金額

各利払期日に支払われるべき当該利払期日（同日を含まない。）に終了する固定利息期間に関する利息の金額は、計算金額当たり（未定）円（27,500円以上47,500円以下を仮条件とする。）（以下「固定利息金額」という。）に相当する。当該金額は、利払通貨の単位未満で四捨五入して利払通貨の単位まで算出するものとする。

固定利息期間以外のある期間に関する利息を計算する必要がある場合、当該期間に関する計算金額について支払われるべき利息の金額は、固定適用利率および日割計算端数（以下に定義する。）を計算金額に乗じることによって計算される。

「日割計算端数」とは、固定利息期間について、以下の算式に基づき固定利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記における記号の意義は、次のとおりである。

「 Y_1 」は、固定利息期間の初日が属する年を数値で表わしたものである。

「 Y_2 」は、固定利息期間の最終日の翌日が属する年を数値で表わしたものである。

「 M_1 」は、固定利息期間の初日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 M_2 」は、固定利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「 D_1 」は、固定利息期間の最初の暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31である場合、 D_1 は30とする。

「 D_2 」は、固定利息期間の最終日の翌暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31であり、かつ D_1 が29より大きい場合、 D_2 は30とする。

(2) 仕組利息期間に関する適用利率および利息期間

(a) 利息

各本社債は、利率転換日（同日を含む。）から利息を生じる。利息は、各仕組利息期間について発生する。

「仕組利息期間」とは、利率転換日（同日を含む。）から初回の仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日（同日を含む。）から翌仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう。

(b) 利息金額

ある仕組利息期間に関して各額面金額について支払われるべき利息の金額（以下、そのそれぞれを「仕組利息金額」という。）は、計算代理人によって計算され、いずれも当該仕組利息期間に関する(a)額面金額、(b)適用利率および(c)日割計算端数の積に相当する金額であって、当該金額を利払通貨の単位未満で四捨五入して利払通貨の単位まで算出するものとする。

(c) 仕組適用利率

後記「(5)利息の発生」に従い、各仕組利息期間に関する利率（以下「仕組適用利率」という。）は、以下に定めるところによるものとする。

ある仕組利息期間に関する仕組適用利率は、次のとおり算定される。

(A) 当該仕組利息期間に係る利率判定日において、計算代理人によって算定されるところにより、参照為替が利率判定為替と等しいか、またはこれを上回る場合、適用される仕組適用利率は、年率(未定)%（年率5.50%以上年率9.50%以下を仮条件とする。）になる。

(B) (A)に該当しない場合、適用される仕組適用利率は、年率0.10%になる。

上記(A)項が適用になる場合、計算金額に相当する本社債の各元本金額および関連する仕組利息期間に関する利息金額は、(未定)円となり、また上記(B)項が適用になる場合、計算金額に相当する本社債の各元本金額および関連する仕組利息期間に関する利息金額は、500円となる。

「参照為替」とは、円/ユーロ参照為替をトルコリラ/ユーロ参照為替で除したものをいい、当該数値は、小数第2位未満を四捨五入して小数第2位まで算出する。

「円/ユーロ参照為替」とは、午後2時15分(中央ヨーロッパ標準時)頃のロイター・スクリーン「ECB37」ページにおいて公表された(1ユーロ当たりの日本円の数として表示される)為替レートをいう。

「トルコリラ/ユーロ参照為替」とは、午後2時15分(中央ヨーロッパ標準時)頃のロイター・スクリーン「ECB37」ページにおいて公表された(1ユーロ当たりのトルコリラの数として表示される)為替レートをいう。

関連する日の午後2時15分(中央ヨーロッパ標準時)頃において、ロイター・スクリーン「ECB37」ページまたはかかるサービスにおいてこれに代わるページに円/ユーロ参照為替および/またはトルコリラ/ユーロ参照為替のいずれかが表示されない場合、計算代理人は、その単独の裁量において、誠実かつ商業上合理的な方法により、当該日における参照為替を算定する。

「基準為替」は、発行日における参照為替をいう。

「利率判定為替」は、基準為替から8.00円を控除したものである。

「利率判定日」とは、適用ある仕組利息期間最終日の15営業日前の日をいう。

(d)適用利率および利息金額の通知

計算代理人は、各仕組利息期間に関する適用利率および各利息金額を、これらの算定後可能な限り速やかに後記「13. 通知」に従い発行会社および本社債権者に対して通知させ、また本社債が随時取引または上場を承認された証券取引所の規則により必要とされる場合において、これらの算定後可能な限り速やかに当該証券取引所に対して通知させる。上記のとおり通知された各利息金額および利払期日は、仕組利息期間の延長または短縮の場合において、通知なくして事後に修正されることがある(または調整の方法によって適切な代替の取決めがなされることがある)。当該修正は、後記「13. 通知」に従い、関連する決済機関、その時点において本社債の取引または上場が承認されている証券取引所および本社債権者に対して直ちに通知される。

(e)算定は拘束力を有する

計算代理人によって本「3. 利息」の規定の目的において付与され、表明され、行われ、または取得されたすべての証明、通信、意見、算定、計算、見積りおよび決定は、(明白な誤りがない限り)発行会社、財務代理人、支払代理人および本社債権者を拘束するものとする。

(f)利息の発生

各本社債は、償還の期日の前日が経過した後は利息を生じない。ただし、元本の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りではない。発行会社が期日に各本社債の償還を怠った場合、利息は、償還の期日(同日を含む。)から、(i)当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日および(ii)当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人により受領された日から5日後のいずれか早い方の日(同日を含まない。)まで、当該本社債の元本金額の残高に対し、最後の仕組利息期間について適用ある適用利率で発生し続けるものとする。

(g)変動利率および他の可変の利率の本社債に対して適用ある定義

「日割計算端数」とは、ある仕組利息期間について、以下の算式に基づき仕組利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記における記号の意義は、次のとおりである。

「Y₁」は、仕組利息期間の初日が属する年を数値で表わしたものである。

「Y₂」は、仕組利息期間の最終日の翌日が属する年を数値で表わしたものである。

「M₁」は、仕組利息期間の初日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「M₂」は、仕組利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数値で表わしたものである。

「D₁」は、仕組利息期間の最初の暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31である場合、D₁は30とする。

「D₂」は、仕組利息期間の最終日の翌暦日を数値で表わしたものである。ただし、当該数値が31であり、かつD₁が29より大きい場合、D₂は30とする。

「仕組利息期間」とは、利率転換日（同日を含む。）から初回の仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各仕組利息期間最終日（同日を含む。）から翌仕組利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「仕組利息期間最終日」とは、2016年3月26日に開始し、2020年3月26日（同日を含む。）までの毎年3月26日および9月26日をいう（以下、利率転換日および仕組利息期間最終日それぞれを「利息期間最終日」という。）。

(3) 利払期日

利息は、満期償還日（同日を含む。）までの毎年の利払期日（以下に定義する。）に後払いされる。

「利払期日」は、各利息期間最終日とし、または当該利払期日が営業日ではない日に該当することとなる場合、当該利払期日は、営業日である翌日に繰り延べる。ある利息期間に関する利息が当該利息期間末より後に支払われることになった結果として支払われる追加の利息または他の金額は、一切ない。

「営業日」とは、ロンドン、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っており、また汎欧州自動即時グロス決済・高速振替（TARGET2）システムが稼動している日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(4) 計算および算定

本「3. 利息」において別途指定する場合のほか、本「3. 利息」に基づきなされるすべての計算および算定は、計算代理人によって行われるものとする。計算代理人は、適用利率が算定されるべき各時点の後実務上可能な限り速やかに適用利率を算定する。

(5) 利息の発生

各本社債は、償還の期日の前日が経過した後は利息を生じない。ただし、元本の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りではない。発行会社が期日に各本社債の償還を怠った場合、利息は、償還の期日（同日を含む。）から、(i) 当該本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日および(ii) 当該本社債について支払われるべき資金の全額が財務代理人により受領され、および後記「10. 債務不履行事由」に従いその旨の通知が本社債権者に対して付与された日から5日後のいずれか早い方の日（同日を含まない。）まで、当該本社債の元本金額の残高に対し、最後の利息期間について適用ある適用利率で発生し続けるものとする。

4. 支払

(1) (a) 元本の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債に関する元本は、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われるものとする。元本の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の元本は、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する関連する確定証券

の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われるものとする。

(b) 利息の支払

本社債が大券により表章されている限り、本社債の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所において大券の呈示と引換えに支払われるものとする。利息の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所または米国外のその他の支払代理人の指定事務所において関連する利札の呈示および（一部支払の場合を除き、その場合は本社債が裏書きされる）引渡しと引換えに支払われ、利札が発行されていない場合または利払の予定日以外の履行期の到来した利息の場合、関連する確定証券の呈示と引換えに支払われるものとする。

(c) 利札の引渡し

利札を付して交付された各本社債は、本社債に関する期限未到来のすべての利札とともに最終償還のために呈示され、（償還金額の一部支払の場合を除き）引き渡されなければならないが、これを怠った場合、期限未到来の不足利札の金額（または、全額が支払われない場合、未払いの償還金総額に対する支払償還金額の割合に応じた当該不足利札の金額分）が最終償還時に不足していなければ支払われた金額から差し引かれる。期限未到来の利札が付されていないか、または引き渡されていない確定証券が支払のために呈示されたときに、上記に従い減額すべき金額が減額がなかったとすれば支払われるべき償還金額を上回るような満期の日および利率を付して本社債が発行されている場合、当該確定証券の償還期日をもって、期限未到来の利札（本社債に付されているかどうかは問わない。）は、上記に従い減額すべき金額が減額がなければ支払われるべき金額を上回らない金額となるように、無効となるものとする（また、かかる利札についての支払は行われぬ）。前記規定の適用により、確定証券に関連する期限未到来の利札の一部（全部ではない。）を無効とする場合、関連する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれを無効とするのかを決定するものとし、また、この目的のために履行期日が遅い利札を履行期日が早いものより優先して選択するものとする。

(2) 支払方法

適用ある財政および他の法令に従い、本社債について支払期日の到来した金額の支払は、利払通貨の国の主要な金融中心地にある銀行において振り出される当該利払通貨によって支払われるべき小切手または、受取人が選択した場合、当該金融中心地にある銀行において受取人により開設された当該利払通貨建ての口座（日本の非居住者に日本円で支払う場合、非居住者口座であるものとする。）への振込によって、自由に流通および交換が可能な通貨をもって行われるものとする。

(3) 米国

前記「1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義、(3) 仮大券・交換」および本「4. 支払」の目的において、「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む。）および属領（プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

(4) 免責

本社債が大券により表章されている限り、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本金額の実質所有者として表示される者は、発行会社が当該大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、決済機関のみに対して請求しなければならない。確定証券の場合、発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(5) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債権者は、その翌支払営業日まで関連する場所で支払を受けることができず、当該遅延について付加的な利息その他の支払を受けることができない。

かかる目的において、「支払営業日」とは、(a)ロンドン、イスタンブールおよび東京、(b)利払通貨の国の主要な金融中心地ならびに（確定証券の場合に限り）(c)支払呈示場所において、決済機関が営業を行い、および支払を決済し、汎欧州自動即時グロス決済・高速振替（TARGET2）システムが稼動し、ならびに商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

(6) 元本および利息の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われるべき金額を含むものとみなされるものとする。

5. 償還

(1) 満期償還

計算金額に相当する本社債の各元本金額は、2020年3月26日（または当該日が営業日ではない日に該当することとなる場合、支払期日は、翌営業日に繰り延べる。）（以下「満期償還日」という。）に、償還金額（後記「6. 償還金額の計算」の項において定義する。）により償還されるものとする。

(2) 早期償還金額

後記「(3) 違法性による償還」および「10. 債務不履行事由」の目的において、計算金額に相当する本社債の各元本金額に関する早期償還金額（以下「早期償還金額」という。）は、1円未満を四捨五入し1円単位まで算出した日本円による金額であって、計算代理人によって計算されるゼロを下回らないものであって、以下に掲げるものに相当する。

(i) 強制早期償還事由の目的において、100万円。

(ii) それ以外の場合、(x) 違法性による償還の場合においては償還の期日の直前2営業日前または(y) 債務不履行事由の後の償還の場合においては本社債の償還の期日における当該本社債の公正市場価値に対して、該当する場合には、違法性を斟酌し、早期償還解消費用を控除した額であり、すべて計算代理人が適切であるとみなす要素を参照して計算代理人によって算定されることによる。

債務不履行事由の後に本社債の公正市場価値を算定する目的において、発行会社の財政状態は、斟酌されないものとし、これは、本社債に関する同社の債務を完全に履行することができるものと推定されるものとする。

(3) 違法性による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行または発行会社の債務をヘッジするための取決めが政府、行政、立法もしくは司法の当局もしくは権力の適用ある現在もしくは将来の法律、規則、規制、判決、命令または指令を遵守した結果により、またはこれらの解釈により、全部または一部において、不法、違法もしくはその他禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債権者に対して、後記「13. 通知」に従い、10日以上30日以下の通知（かかる通知は撤回不能とする。）をすることにより、かかる通知の期間の経過をもって、本社債の全部（一部は不可）を償還することができ、本社債は、早期償還金額により償還される。

(4) 定義

本項の目的において、「早期償還解消費用」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還および関連するヘッジまたは関連する取引のポジションの終了、決済または再建玉に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達の損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額であり、当該金額は、計算金額に相当する本社債の各元本金額に対して比例按分される。

6. 償還金額の計算

計算金額に相当する本社債の各元本金額に関する「償還金額」は、日本円またはトルコリラ（場合による。）による金額であって、計算代理人によって計算されるゼロを下回らないものであって、以下に掲げるものに相当する。

(A) 最終償還判定日における参照為替が償還判定為替と等しいかまたはこれを上回る場合、償還金額は、計算金額当たり100万円になる。

(B) (A) に該当しない場合（以下「トルコリラ償還事由」という。）、償還金額は、100万円を基準為替で除して算出されるトルコリラ金額（ただし、0.01トルコリラ未満を四捨五入して0.01トルコリラ単位まで算出する。）とする。

上記において、「償還判定為替」とは、基準為替から12.00円を控除したものである。

「最終償還判定日」とは、満期償還日の15営業日前の日をいう。

7. 代理人

(1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
（以下「財務代理人」という。）

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、
グレート・ウィンチェスター・ストリート1
ウィンチェスター・ハウス
（以下「支払代理人」という。）

財務代理人は、計算代理人（以下「計算代理人」という。）を兼務する。

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、各々の事務所を他の事務所に変更する権利を常に留保している。

(2) 選任の交代または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、他の財務代理人、他のもしくは追加の支払代理人または他の計算代理人を選任する権利を留保している。発行会社は、常に (a) 財務代理人および (b) 計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、30日以上45日以下の事前の通知を本社債権者に対して行うことにより、その効力を生じる（倒産の場合を除く。この場合、直ちに効力を有するものとする。）。

(3) 発行会社の代理人

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対して義務を有するものではなく、本社債権者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。代理契約には、これらの代理人の吸収合併の相手方もしくは再編の相手方、新設合併の相手方または資産の全部もしくは実質的全部の譲渡先である企業が、かかる代理人の承継人となることを認める条項が存在する。

8. 税務

本社債に関して支払われる一切の金額は、控除または源泉徴収の方法により賦課、徴収または収納されるあらゆる性質の公租公課または政府の手数料の控除または源泉徴収が法律（米国の1986年内国歳入法典（以下「内国歳入法典」という。）の第1471条 (b) に規定する合意に基づく場合またはその他内国歳入法典の第1471条から第1474条までおよび同条に基づく規則もしくは合意もしくは

同条の公式解釈（以下、総称して「FATCA」という。）に基づきもしくはFATCAに対する政府間の取り組みを施行する法律に基づき徴収される場合を含む。）によって必要な場合、当該控除または源泉徴収が行われるものとする。

9. 時効

(1) 時効

本社債および利札は、元本の場合は該当日から10年以内に、利息の場合は該当日から5年以内に支払のために呈示されなかった場合には、無効となる。

(2) 交換

本社債および利札を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、請求者がこれにより生じた経費および費用を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補償の条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債および利札は、新たな社債および利札が発行されるまでに提出されなければならない。

本「9. 時効」の目的において、「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払われるべき金額の全額が履行期までに財務代理人により受領されていない場合には、支払金額の全額が適式に受領され、後記「13. 通知」に従い、発行会社により本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

10. 債務不履行事由

(1) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生した場合には、本社債権者は、保有する本社債の期限の利益の喪失を宣言し、早期償還金額（前記「5. 償還、(2) 早期償還金額」に定義する。）により直ちに償還するよう請求する権利を有する。

(a) 発行会社が関連する期日から30日以内に元本または利息の支払を怠った場合。

(b) 発行会社が本社債につき発生するその他の債務を適式に履行することを怠り、当該不履行につき財務代理人が本社債権者からの通知を受領した後60日を経過した後も当該不履行が継続している場合。

(c) 発行会社がその金融債務を満足させる能力に欠けていることを発表した場合または支払を停止した場合。

(d) ドイツの裁判所が発行会社に対する倒産手続を開始した場合。

本社債の期限の利益の喪失の宣言は、その宣言前に債務不履行事由が治癒した場合には、行うことができない。

(2) 定足数

上記(1)(b)に規定する事由について本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知は、当該通知の受領時点において、本社債権者に対して本社債権者の本社債の期限の利益の喪失を宣言させる権利を付与する前記(1)(a)、(c)または(d)に規定するいずれかの事由が発生していない限り、財務代理人が発行済の本社債の元本金額の10分の1以上の本社債権者から当該通知を受領した場合のみ有効となる。

(3) 通知の様式

本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知を含む前記(1)に基づく通知は、財務代理人に対し、宣言書を手交する方法または書留郵便で送付する方法により行うものとする。

11. 発行会社または支店の交替

(1) 交替

以下に掲げる場合、発行会社（または以前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本または利息の支払に不履行がない場合、本社債権者の承諾なくして、いつでも、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替させることができる。

- (a) 承継債務者が、本社債に基づき、または本社債に関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合。
- (b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得しており、かつ財務代理人に対し、本社債に基づき発生する債務の支払または交付を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合。
- (c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債権者のため、本社債に関する承継債務者により支払われるべき全額の支払を保証する場合。

発行会社は、本社債権者に対して、後記「13. 通知」に従い通知することにより、本社債のために行為する支店を変更する権利を有するものとし、当該通知を行う前に変更が行われていない場合には、当該変更日を当該通知に明記するものとする。

(2) 通知

発行会社または支店の交替についての通知は、後記「13. 通知」に従い公表される。

(3) 記述の変更

当該交替の場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以後、承継債務者を指し、発行会社の税務上の目的における住所国または居住国に関する記述は、その時点以後、承継債務者の税務上の目的における住所国または居住国を指すものとみなす。また、当該交替の場合、前記「10. 債務不履行事由、(1) 債務不履行事由」に掲げる(c)および(d)においては、前記「11. 発行会社または支店の交替、(1) 交替」における保証に基づき発行会社が保証人としての債務に関して、発承継債務者に関する記述に加えて、発行会社に関する記述が含まれるものとする。

12. 追加発行および買入れ

(1) 追加発行

発行会社は、発行済の本社債とともに単一のシリーズを構成するように、随時、本社債権者および利札保有者の承諾なくして、あらゆる点において（または発行日、金額およびその利息の最初の支払の日ならびに／または発行価格を除くあらゆる点において）本社債と同一の条件を有する追加の社債を発行することができる。

(2) 買入れおよび消却

発行会社は、随時、公開市場においてまたはその他の方法により、本社債を買入れることができる。発行会社が買入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に引き渡すことができる。

13. 通知

(1) 公告

前記「10. 債務不履行事由、(3) 通知の様式」において定めるところに従い、本社債に関する一切の通知は、後記「(2) 決済機関に対する通知」に従い、ドイツ連邦電子版官報 (elektronischer Bundesanzeiger) およびロンドンにおけるファイナンシャル・タイムズ紙と想定されるロンドンの主要な一般に購読されている日刊紙上で公告されるものとする。そのように付与された通知は、当該公告の日（または、複数回公告された場合は、当該最初の公告の日）において有効になされたものとみなされる。

(2) 決済機関に対する通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券が一括して決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債権者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。当該決済機関に対する通知は、前記「(1) 公告」に基づく公告に代替する。当該通知は、決済機関に対して行った通知の日付にて本社債の保有者に対してなされたものとみなされるものとする。

14. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債の条項を執行するため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、何人に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能なあらゆる者のいずれの権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

15. 社債権者集会

代理契約には、本社債、利札または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社により、または該当する時点で発行済の本社債の元本金額の10%以上を保有する本社債権者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債券者集会の定足数は、該当する時点で発行済の本社債の元本額の50%以上を保有または代理する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有され、または代理される本社債の元本額とは関係なく、本社債権者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債または利札に関する一定の条項の変更（①本社債の満期償還日もしくは本社債の利息の支払日の変更、②元本もしくは本社債に関して支払われるべき利率の減額もしくは消却、または③本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）が議案に含まれる社債権者集会において、定足数は、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、該当する時点において発行済の本社債の元本金額の4分の1以上を保有する1名以上の者である。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者（当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず。）および利札保有者を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債権者または利札保有者の承諾を得ずに以下の変更を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益を損なわない本社債、利札または代理契約の変更（上記のものを除く。）。
- (b) 本社債、利札または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更または明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するため、もしくは法律上の強行規定を遵守するためになされる変更。

当該変更は、本社債権者または利札保有者を拘束するものであり、前記「13. 通知」に従い、変更後可及的速やかに本社債権者および利札保有者に通知される。

16. 準拠法および裁判管轄

(1) 準拠法

約款捺印証書、本社債および利札ならびにこれらに基づき、またはこれらに関連して発生する一切の契約外債務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

(2) 裁判管轄

(i) 後記16(2)(iii)に従い、英国の裁判所は、本社債および利札に基づき、またはこれらに関して発生する一切の紛争（これらの存否、有効性、解釈、履行、違反もしくは終了またはそれらの無効の帰結についての一切の紛争およびこれらに基づき、またはこれらに関して発生する契約外債務に関する一切の紛争を含む。）（以下「紛争」という。）を解決する専属的管轄を有しており、ならびに、これにより、発行会社およびいずれかの本社債権者または利札保有者は、それぞれいずれかの紛争に関連して、英国の裁判所の専属的管轄に服している。

(ii) 本16(2)の目的において、いずれかの紛争を解決するのに不便宜または不適切な法廷地であるとの理由により、英国の裁判所に対する異議申立てを、発行会社は、放棄している。

(iii) 法律によって認められている限りにおいて、本社債権者および利札保有者は、いずれかの紛争に関して、(i)管轄を有する他の裁判所における手続および(ii)複数の管轄地における併行した手続を提起することができる。

(3) その他の書類

発行会社は、約款捺印証書において、上記と実質的に類似の条件で、英国裁判所を管轄裁判所としている。

17. その他の最終条件

(a) 強制早期償還事由

計算代理人の判断において、いずれかの強制早期償還判定日に強制早期償還事由が発生した場合、発行会社は、前記「13. 通知」に従い本社債権者に対して通知を行い、また本社債の全部（一部は不可）を償還し、計算金額に相当する本社債の各元本金額が直後の強制早期償還日において額面金額で償還される。

上記における用語の意義は、それぞれ以下のとおりである。

「強制早期償還事由」とは、関連する強制早期償還判定日において、参照為替が強制早期償還判定為替と等しいか、またはこれを上回ることをいう。

「強制早期償還判定為替」とは、

各利払期日	強制早期償還判定為替
2015年9月26日	基準為替+3.00円
2016年3月26日	基準為替+2.00円
2016年9月26日	基準為替+1.00円
2017年3月26日	基準為替
2017年9月26日	基準為替-1.00円
2018年3月26日	基準為替-2.00円
2018年9月26日	基準為替-3.00円
2019年3月26日	基準為替-4.00円
2019年9月26日	基準為替-5.00円

をいう。

「強制早期償還判定日」とは、適用ある強制早期償還日の15営業日前の日をいう。

「強制早期償還日」とは、2015年9月26日に開始し、2019年9月26日（同日を含む。）までの各利払期日をいう。

(b) 計算代理人

本社債に基づく計算代理人による金額もしくは状態、状況、事由もしくは他の事項の決定または計算代理人によって決定、形成もしくは行使されることが必要もしくは許容されている意見の形成、もしくは裁量の行使は、（明白な誤りが無い限り）最終的であり、かつ発行会社および本社債権者を拘束するものとする。計算代理人がいずれかの決定を行う必要がある場合は常に、同社は、とりわけ解釈および法的解釈の問題を決定することができる。本社債に基づくその義務を履行するに当たって、計算代理人は、その単独かつ絶対の裁量において行為するものとする。同社によるいずれかの者に対する通知の付与を含む（ただし、これに限られない。）本社債に基づく同社の債務または裁量のいずれかの履行または行使における計算代理人による遅滞、遅延または差し控えは、当該債務または裁量の後の履行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、また計算代理人および発行会社はいずれも、故意の非行行為および重過失がない限り、当該遅滞、遅延または差し控えに関する、またはこれらの帰結による一切の責任を負わないものとする。

リスク要因

発行会社は、以下に記載するリスク要因が本社債への投資に伴う主要なリスクを代表するものと考えているが、他の理由により、発行会社が利息、元本もしくは他の金額の支払をすることができなくなり、

または本社債に基づき、もしくは関連する引渡義務を履行することができなくなる事態が発生することがあり、また、本社債に関連する市場リスクにとって重要な他の要因が存在することもある。

投資予定者は、本社債への投資が自身の固有の状況にふさわしいかどうかを判断すべきである。

本社債に関するリスク要因は、以下のように分類される。

- (1) 発行会社に関するリスク要因。
- (2) 本社債に関するリスク要因。かかるリスク要因には以下が含まれる。
 - (a) 本社債の一定の特徴に関するリスク要因。
 - (b) 社債一般に関するリスク要因。
 - (c) 市場一般および、該当する場合には、特定の種類の本社債にのみ関連して生じることがある特定の事象に関するリスク要因。

本社債が償還されるまでの間、上記各項目に規定されるリスクは、異なる時点および異なる期間において、本社債に影響を及ぼす。本社債は、時間の経過とともに変動するリスクの性質を有している。投資予定者は、本社債のリスクの性質が自身の投資ポートフォリオ全般にどのように影響するか、さらに検討し理解するために、専門の金融アドバイザーによる助言を求めるべきである。

複数のリスク要因が、本社債に対して同時に影響を及ぼす可能性があり、それゆえ特定のリスク要因の影響について予測することができないことがある。さらに、複数のリスク要因が予測することができない複合的な影響をもたらすこともある。リスク要因の組合せが本社債の価格に及ぼす影響について、一切保証することはできない。

以下に記載の一または複数のリスクが生じた場合、本社債の価格が大幅に下落し、または、最悪の場合、投資者が投資した利息および投資元本のすべてを失う可能性がある。

本社債が一または複数の参照項目（対象となる株式、指数、インフレーション率、為替、商品、ファンドの受益証券もしくは投資証券、信用リスクまたは他の項目のそれぞれをいう。）に連動する場合、本社債に対する投資は、当該参照項目の価値の潜在的な変動の方向、時期および規模ならびに／または当該参照項目の組み合わせもしくは計算方法を評価した後にのみ行われるべきである。これは、当該投資のリターンがとりわけ当該変動に依るためである。

本項において用いられ、別途定義されていない用語は、前記「本社債要項の概要」において定義されたところと同一の意義を有するものとする。

発行会社に関するリスク要因

ドイツ銀行により発行される債務証券への投資には、ドイツ銀行が本社債の発行により生じた債務に関連する支払期日において履行することができないというリスクを伴う。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券の発行により生じる債務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債務者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の債務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、債務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り下げられることがある。付与された格付の停止、格下げまたは取下げは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼすことがある。

ドイツ銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本項目において「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド（以下、本項目において「S&P」という。）およびフィッチ・ドイチェラント・ゲー・エム・ベー・ハー（以下、本項目において「フィッチ」といい、S&Pおよびムーディーズと合わせて「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合（EU）において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および理事会規則（EC） No 1060/2009（その後の改正を含む。）（以下「CRA規則」という。）に従い登録または認許されている。ムーディーズに関して、信用格付は、CRA規則の第4（3）条に従い、英国におけるムーディーズの事務所（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド）によって承認される。

本書の日付現在、格付機関によりドイツ銀行の債務証券およびマネー・マーケット・ペーパーに割り当てられた格付は以下の通りである。

ムーディーズ 長期格付A3
短期格付P-2

見通し ネガティブ

ムーディーズの定義：

A3： Aの格付を付与された債務は、中級の上位で、信用リスクが低いと判断されている。ムーディーズによる長期格付は、最高の信用力および最低の信用リスクを反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された種類の債券であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-2： プライム2の格付を付与された発行体は、短期債務の返済能力が高い。ムーディーズによる短期格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

S&P 長期格付A
短期格付A-1

見通し クレジット・ウォッチ・ネガティブ

S&Pの定義：

A： S&Pは、Aの格付を、上位の格付の債務に比べ、環境および経済状況の変動からやや悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。S&Pによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス（+）またはマイナス（-）の記号を追記し、調整されることがある。

A-1： A-1の格付を付与された債務は、S&Pによる最上級のカテゴリーの格付を付与されている。債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、高い。S&Pによる短期格付は、最高の信用力を反映する「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および債務の支払不履行を反映する「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

クレジット・ウォッチ・ネガティブ：

クレジット・ウォッチは、格付の見直しを必要とする特別な出来事または短期的なトレンドに焦点をあてた、短期格付または長期格付の方向性に関するスタンダード&プアーズの意見を示すものである。しかし、クレジット・ウォッチへの指定は必ずしも格付の変更という結果になることを意味するものではない。また、可能な場合には、格付見直し作業後に予想される格付の範囲が示される。見直し作業中の格付すべてがクレジット・ウォッチに指定されるわけではなく、クレジット・ウォッチへの指定を経ずに格付が変更されることもありうる。「格上げ方向に見直し」は格上げの可能性を、「格下げ方向に見直し」は格下げの可能性を、「見直し方向性不確定」は格上げ・格下げ・格付据え置きいずれの可能性もあることを、それぞれ示す。

フィッチ 長期格付A+

短期格付F1+

見通し ネガティブ

フィッチの定義：

A+： 「A」の格付は、デフォルト・リスクが低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は高いと想定されるが、経営または経済環境の悪化がこの能力に及ぼす影響は、上位格付の場合より大きくなり得る。フィッチによる長期格付は、最高の信用を反映する「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」ならびに債務者が債務の全部または一部の支払不能となっていることを反映する「DDD」、「DD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) またはマイナス (-) の記号を追記されることがある。かかる付加記号は「AAA」のカテゴリー、または「CCC」以下のカテゴリーには付記されない。

F1+： F1の格付は、財務的コミットメントの適時の支払能力が非常に高いことを示している。非常に高い信用特性を示すため、プラス (+) の記号が追記されることがある。フィッチによる短期格付は、最高の信用力を反映する「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」および支払不履行に実際に陥っているか、または切迫していることを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

ドイツ銀行の財務力に悪影響を及ぼす可能性のある要因

ドイツ銀行の財務力は、前記の格付に反映されるように、特に収益力に左右される。ドイツ銀行の収益力に悪影響を与えることがある要因は、以下に掲げるとおりである。

- 広範な民間の顧客層を持つグローバルな投資銀行であるドイツ銀行の事業は、世界的なマクロ経済および金融市場の動向に大きく影響される。ここ数年にわたり、ドイツ銀行を含め銀行は、そのビジネス・モデルや先行きに対し間断ない不利益を経験してきた。
- 世界的な景気回復の低迷や市場および地政学的に不安定な状況の継続が、複数の事業におけるドイツ銀行の経営成績および財政状態に引き続き悪影響を及ぼしており、低金利の継続、金融サービス業界での競争がドイツ銀行の多くの事業利益を圧迫している。このような状況が継続するか、またはさらに悪化する場合、ドイツ銀行はビジネス・モデルの変更が必要と判断する可能性がある。
- ドイツ銀行は、これまで、欧州のソブリン債務危機の直接的な影響を受けてきたが、今後もその影響が続くことがあり、ヨーロッパやその他の国々のソブリン債務に対するエクスポージャーの減損を強いられることもある。ドイツ銀行が契約しているソブリン信用リスクを管理するクレジット・デフォルト・スワップがその損失を相殺するために利用できないこともある。
- ソブリン債務危機に対する欧州の政府の規制および政治的対応は、危機拡大の防止、または共通通貨から一または複数の加盟国が長期間離脱することの防止には十分でないことがある。債務不

履行、または一もしくは複数の加盟国のユーロ離脱が金融システムやより広範な経済に予測不能な帰結を生じる可能性もあり、これによりドイツ銀行の事業全般にわたる事業水準の低下、資産の評価減および損失につながる可能性もある。ドイツ銀行がこうしたリスクから防衛する能力には限りがある。

- ドイツ銀行は、その事業活動資金を得るために常に流動性を必要としている。市場規模でまたは特定の企業で流動性が制限されることがあり、投資先の事業が好調であったとしても、流動性を利用できないこともある。
- 金融セクターの脆弱性に対応し制定および提案された規制改革は、より全般的な規制監視強化と併せて、ドイツ銀行に重大な不確実性を生じさせており、その事業および戦略計画の実行可能性に悪影響を与えることがある。
- 規制改革および法規制の変更により、ドイツ銀行は、資本の増加を維持しなければならず、そのビジネス・モデルや競争環境に重大な影響を及ぼすことがある。市場がドイツ銀行は十分なバッファを有する資本要件を満たすことができないかもしれない、または要件を上回る資本を維持すべきであると認識した場合、ドイツ銀行の事業および実績に対する当該要因の影響が拡大するおそれがある。
- ドイツ銀行を対象とした規制環境がますます厳しくなる中で、訴訟および執行に関する多額の出費も加わり、ドイツ銀行は、当局の要請および市場の期待する資本比率を維持するのが困難になることがある。
- 自己勘定取引の禁止または預金取扱業務の分離に関する、米国の新規制、ドイツの最新法規制および欧州連合の提案が、ドイツ銀行のビジネス・モデルに重大な影響を及ぼすことがある。
- 銀行および投資会社の再生および処理に関して提案されたヨーロッパの法規制およびドイツの法規制により、ドイツ銀行の事業活動が制限される規制が導入され、借換え費用の上昇につながる可能性がある。
- ドイツ銀行のデリバティブ取引、銀行税または金融取引税を定めた新たな規制の拡大等の金融危機をきっかけとして採用または提案されたその他の規制改革が、ドイツ銀行の運営費用を著しく増大させ、ビジネス・モデルに悪影響を及ぼすことがある。
- 市場環境の悪化、株価低迷の継続、ボラティリティおよび投資者の悲観的センチメントが、ドイツ銀行の収益、とりわけ投資銀行、仲介およびその他の手数料および報酬ベースの事業に影響を与えており、将来も重大な悪影響を与えることがある。
その結果、これまでも取引および投資活動でドイツ銀行に重大な損失が発生しており、将来も重大な損失が発生することがある。
- ドイツ銀行が2012年にストラテジー2015プラスを発表して以降、マクロ経済、市場環境および規制環境は当初予想していたものよりもさらに厳しいものとなっており、その結果、ドイツ銀行はこうした厳しい状況を反映するため目標を更新している。ドイツ銀行が、更新した戦略を実行することができない場合、財務目標を達成することができないか、または損失の発生、もしくは収益力の低下、資本基盤の弱体化が生じ、その株価に著しい悪影響が生じることがある。
- ドイツ銀行は、規制強化が一段と進み、訴訟が生じやすい環境の中、負債およびその他の費用に対する潜在的リスクを抱えた状態で経営しており、法律上および規制上の制裁や評判の悪化に加えて、その金額も多額かつ予想が困難なことがある。
- ドイツ銀行は、現在、銀行間出し手金利に関連して、民事訴訟だけでなく、業界全体に対する規制上および刑事上の調査対象となっている。注目度の高い事項、およびその他の銀行決済交渉に関する事柄を含め、不確実な要因が多数あるため、これらの最終的結果は予想できず、ドイツ銀行の経営成績、財政状態および外部評価に重大な悪影響を及ぼすことがある。
- 多くの規制当局が、現在、外国為替相場の不正操作に関する違法行為についてドイツ銀行を調査している。当該事項に対するドイツ銀行の財務上のエクスポージャーが甚大なものとなり、その結果ドイツ銀行の外部評価が著しく悪化するおそれがある。

- 多くの規制当局が、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行との取引に関連してドイツ銀行の調査を行い、情報収集を行っている。当該事項に対するドイツ銀行の財務上のエクスポージャーが甚大なものとなり、ドイツ銀行の外部評価が著しく悪化するおそれがある。
- 米国の規制機関は、ドイツ銀行がこれまでに米国連邦法および州法で実施される米国禁輸法の対象国の当事者のために、一定の米ドルによる支払手続きによる注文を行っているかどうかを調査している。これらの最終的結果は予想できず、ドイツ銀行の経営成績、財政状態および外部評価に重大な悪影響を及ぼすことがある。
- ドイツ銀行は、その実績および外部評価に重大な悪影響を及ぼすことがある米国住宅ローン事業に関する契約上の請求および訴訟の対象となっている。
- ドイツ銀行の非伝統的な信用事業は、伝統的な銀行信用リスクを大幅に増大させている。
- 保有する金融商品の公正価値の変動の結果、ドイツ銀行は、これまで損失を被っており、またさらに損失を被ることがある。
- ドイツ銀行は、そのリスク管理方針、手順および手法では認識できないか、または予想できないリスクにさらされており、これが重大な損失をもたらす可能性がある。
- 運営上のリスクによりドイツ銀行の事業が混乱に陥ることがある。
- ドイツ銀行の運営上のシステムは、顧客または取引先情報の重大な損失、ドイツ銀行の外部評価の悪化ならびに規制上の制裁および財務上の損失を引き起こす可能性のあるサイバー攻撃ならびにその他のインターネット犯罪が増大しているリスクにさらされている。
- ドイツ銀行の決済業務の規模により、それらの業務が正常に機能しない場合、ドイツ銀行自身が増大する重大な損失のリスクの対象となっている。
- ドイツ銀行は買収を認識および遂行することが困難なことがあり、買収を行うことおよび避けることの両方がドイツ銀行の経営成績および株価に重大な損失を及ぼす可能性がある。
- ドイツ・ポストバンクAGの取得による影響がドイツ銀行の予想と大いに異なることがある。
- ドイツ銀行は、有利な価格で非中核資産を売却するのが困難なことがあり、そうした資産およびその他の市場発展に関連のない投資から重大な損失を被ることがある。
- 国際的な市場と並びドイツ銀行の本拠地であるドイツ市場においても、深刻な競争がドイツ銀行の収入および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- テロ支援国家として米国国務省に指定された国における相手方または米国によって経済制裁を受けている者との取引は、潜在的な顧客および投資者のドイツ銀行との事業もしくはドイツ銀行の有価証券に対する投資の回避、ドイツ銀行の外部評価の悪化または規制措置をもたらし、ドイツ銀行の事業に重大な悪影響を与える可能性がある。

本社債に関するリスク要因

発行会社は、以下に掲げる要因が、本社債要項に基づき発行される本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に影響することがあり、および／または本社債に関連する市場リスクを評価する目的において重要なものであると考えている。これらのすべての要因が発生するか否かは偶発的なものであり、発行会社は、当該偶発的な要因の発生の可能性につき見通しを表明する立場にはない。

総論

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない

本社債は、あらゆる投資者に適合した投資対象ではない。本社債の各投資予定者は、各自の状況を考慮して投資に適合性があるか、判断しなければならない。特に、本社債の各投資予定者は、以下に掲げることを満たすべきである。

- (a) 本社債、本社債への投資による利点・リスクおよび本書に含まれまたは本書が参照すべきものとしている情報の有意義な評価を行うために十分な知識と経験を有していること。

- (b) 本社債への投資および本社債が投資者の投資ポートフォリオ全般に対して及ぼす影響を、各自の財務状況に関連付けて評価するための適切な分析ツールを利用でき、かつかかる分析ツールの知識を有していること。
- (c) 本社債への一切の投資リスクに耐えることができる十分な財源および流動性を有していること。
- (d) 本社債の条件を完全に理解し、関連する指数および金融市場の動向を熟知していること。
- (e) 投資者による投資および適用あるリスクを負担する能力に対して影響を与える可能性のある経済、金利およびその他の要因について可能性のあるシナリオを（独自に、または財務アドバイザーの助言を得て）評価することができること。

以下のリスク要因は、本社債要項において詳述する償還規定に関連する主なリスクを示している。

利息

固定金利

固定金利を生み出したまたは支払う本社債は、特定の利払期日において固定利率による利息を支払い、または一定の条件が成就した場合において固定額の利息を支払うことができるものである。固定利付債券である本社債に投資する投資者は、市場金利が上昇し、投資者が受け取る固定額の利息が仮に変動利付の社債に投資していたとすれば受け取っていたはずの利息よりも少額となることがあるというリスクの影響を受ける。投資予定者が他の商品に投資することによってより高いリターンを達成することができると考えた場合には、固定利付債券である本社債の市場価値は減少することとなる。投資者が満期まで固定金利を生み出す本社債を保有している場合、満期償還日が近づくにつれ、市場金利の変動と価値の関連は薄くなる。

変動利息および他の可変の利息

変動利息または他の可変の利息を伴い、またはこれを支払う本社債は、特定の利払期日において、変動する金額の利息を支払い、または一定の条件の成就によりこれを支払うことがある。変動利息または他の可変の利息を伴い、またはこれを支払う本社債は、不安定な投資対象となる可能性がある。変動利息または他の可変の利息を伴い、またはこれを支払う本社債を購入する投資者は、変動する利率およびこれによる変動する利息金額のリスクの影響を受ける。変動利率または他の可変の利率の有価証券が乗数もしくは他のレバレッジ係数、もしくは上限もしくは下限、またはこれらの特徴の組み合わせを含むように仕組まれた場合、かかる有価証券の市場価値は、これらの特徴を含まない有価証券の市場価値よりもより不安定になることがある。

変動利付きの本社債または他の可変の利付きの本社債は、利息の金額の上限に従うことがあり、これにより投資者が受け取ることができる利息の金額の総額が限定されることがある。

償還

本社債は、満期償還のこともあれば満期前に早期償還されることもある（前記「本社債要項の概要、5. 償還、(3) 違法性による償還」、「本社債要項の概要、10. 債務不履行事由」および「本社債要項の概要、17. その他の最終条件、(a) 強制早期償還事由」参照。）。投資者が受領する償還金額または早期償還金額（場合による。）は、(i) 額面、(ii) 額面未満または(iii) 額面超のいずれかになることがある。

参照項目

本社債は、支払われるべき利息の金額または償還により支払われるべき金額が、参照項目に連動して発行されることがある。かかる本社債は、参照基準をもとにその価値の一部または全部が算出される。

参照項目に連動した本社債の購入または投資には、相当なリスクを伴う。かかる本社債は、伝統的な債務証券ではなく、投資予定者が本社債への投資を行う前に明確に理解すべき様々な特有の投資リスクを伴う。本社債の投資予定者は、本書を検討し、当該本社債に類似の特徴を有する有価証券を熟知しており、本社債要項および損失リスクの影響の性質および程度について理解すべきである。

当該本社債に対して投資することにより、各投資者は、以下に掲げる事項を表明する。

- (a) 依拠しないこと。
投資者は、自己の計算において行為し、ならびに本社債に対して投資することならびに投資者自身の判断および投資者が必要であるとみなした顧問からの助言により、投資者にとって本社債に対して投資することが適当または適切であるか否かについて、投資者自身の独立した判断を行ったこと。投資者は、発行会社の連絡（書面によるか口頭かを問わない。）を、投資助言または本社債に対して投資することの推奨として依拠しておらず、本社債の要項に関連する情報および説明が投資助言または本社債に対して投資することの推奨とみなされるものではないことを理解していること。発行会社から受領した連絡（書面によるか口頭かを問わない。）は、本社債に対する投資の想定される結果についての保証とは一切みなされるものではないこと。
- (b) 評価および理解
投資者は、（独力で、または独立した専門家の助言を通じて）本社債に対して投資することの利点を評価し、およびこれを理解することが可能であり、ならびに本社債に対して投資することの要項およびリスクを理解および受諾していること。投資者はまた、本社債に対して投資することのリスクを引き受けることが可能であり、かつこれを引き受けること。
- (c) 当事者の地位
発行会社は、本社債に対する投資に関して、投資者に対して受託者または顧問として行為することはないこと。

発行会社は、支払われるべき利息または元本の金額が為替相場の変動および／または元本もしくは利息の支払が本社債が表示される通貨とは異なる一以上の通貨によって支払われる状況に依拠する本社債を発行することがある。

発行会社はまた、支払われるべき利息または元本の金額が複数の参照項目に依拠する本社債も発行することがある。

本社債の投資予定者は、本社債要項に基づき、(a) 利息もしくは元本が全く受領できないか、または限られた金額になることがあること、(b) 利息または元本の支払が、予定とは異なる時期または通貨で行われることがあること、および(c) 償還によりその投資額の全部または相当部分を失うことがあることを、それぞれ認識すべきである。

また、通貨連動型社債またはその条件が為替相場を含み、および／もしくはその元本の支払もしくは利払が本社債の額面の通貨とは異なる一以上の通貨によって支払われるべき他の社債に関する為替相場の変動が、金利、外国為替その他の経済的要因または指数の変動と関連しない重大な変動に左右されることがあり、参照項目の関連する価格または水準の変動の時期がその平均水準が予想と一致している場合でも、投資者の実際の利回りに影響を及ぼすことがある。原則として、参照項目の関連する価格および水準の変動が早ければ早いほど、利回りへの影響は大きくなる。

当該本社債の市場価格は変動が激しいことがあり、一または複数の法域における経済、金融および政治的事象に加え、(a) 満期償還日までの残存期間、(b) 参照項目もしくは他の参照基準のボラティリティまたは(c) 通貨連動型社債に関する為替相場の変動もしくは為替相場のボラティリティの影響を受けることがある。

通貨連動型社債

通貨に連動して償還される本社債は、額面の金額または一もしくは複数の通貨間の為替相場を参照して算定される金額を支払うことにより発行会社によって償還される。そのため、通貨に連動して償還される本社債への投資には、通貨への直接投資と同様の市場リスクを負担することがあり、したがって、投資者は、相当な助言を得るべきである。また、通貨に連動する利息を有する本社債は、一または複数の通貨間の為替相場を参照して算出される利息を生み出し、または支払うものである。

参照項目に対する請求権はない

本社債は、支払われるべき元本および／または利息の金額が基準にしている参照項目に対する請求権を表章するものではなく、また、本社債の償還時に、発行会社による支払額が本社債の元本金額を下回る場合であっても、本社債権者は、発行会社または参照項目に対して遡及して請求することはできない。

一または複数の参照項目に連動する本社債に対する投資は、本「参照項目」の項に記載するリスクを含む（ただし、これに限られない。）伝統的な債務証券には付随しない重大なリスクを伴うことがある。当該本社債の償還時に発行会社が支払う金額は、経過利息を加えても、本社債の元本金額を下回ることがあり、場合によってはゼロとなることもある。

参照レート

支払われるべき利息の金額または償還により支払われるべき金額が参照レートに連動して本社債が発行されることがある。

支払われるべき利息の金額または償還により支払われるべき金額が参照レートに連動する本社債は、不安定な投資対象となる可能性がある。当該本社債を購入する投資者は、あらかじめ予測することができない変動する参照レートおよび、その結果、変動する利息金額または償還金額のリスクの影響を受ける。当該本社債が乗数または他のレバレッジの係数、もしくは上限もしくは下限、またはこれらの性質の組み合わせを含むように仕組まれている場合、かかる有価証券の市場価額は、これらの性質を含まない有価証券の市場価額よりもより不安定となることがある。

本社債の一定の特徴に関するリスク要因

本社債の利息額および／または償還金額は、計算式を参照して計算される

本社債の発行が支払われるべき利息および／または償還時において支払われるべき金額を計算する際の基礎として計算式を参照する場合、投資予定者は、当該計算式を確実に理解し、また必要な場合は、各自の財務アドバイザーから助言を得るべきである。

さらに、計算式の影響は、利息額および／または償還時において支払われるべき金額に関し複雑なものとなることがあり、一定の状況では当該金額の増減を生じることがある。

発行会社による任意償還の対象となる本社債

発行会社による償還請求権を含む本社債は、発行者の償還請求権を含まない類似の有価証券と比較してより低い市場価額しか有しない可能性が高い。本社債の任意償還の性質は、その市場価額を限定する可能性が高い。発行会社が本社債の償還を選択することができる期間においては、一般的に本社債が償還される価格を上回って本社債の市場価額が上昇することはない。このことは、償還期間より前であっても該当することがある。

発行会社の借入れコストが本社債の利率を下回る場合、発行会社が本社債を償還することが想定される。かかる時点において、投資者は、一般的に償還される本社債の利率と同程度の実効利率により償還金を再投資することはできず、相当低い利率によってしか再投資することができない。潜在的な投資者は、かかる時点で利用可能な他の投資対象と照らして再投資リスクを考慮すべきである。

市場における同等の有価証券の利回りが下落した場合、発行会社は、本社債を償還する権利を行使することがあり、この結果、投資者は、償還金を利回りの低い有価証券にしか投資することができなくなることがある。発行会社が満期より前に本社債を償還する場合、当該本社債の保有者は、当該期限前償還の結果、その投資が予定していた利回りを下回るリスクの影響を受ける。

社債一般に関するリスク要因

以下の記載は、本社債一般に関する一定のリスクについての概略である。

変更および権利放棄

社債権者集会は、本社債権者一般の利益を検討するために本社債要項に従い招集されることがある。社債権者集会では、規定された本社債権者の過半数の決議により、社債権者集会に出席せず投票を行わなかった本社債権者および過半数に反する投票を行った一切の本社債権者を拘束することができる。

本社債要項には、財務代理人および発行会社が本社債権者の承諾を得ることなく、(a) 本社債権者の利益を損なわない本社債もしくは利札もしくは代理契約の変更（一部の一定の例外に従う。）または (b) 本社債もしくは利札もしくは代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、もしくは法律の強行規定を遵守するためになされる変更について、合意できる旨が規定されている。

EU貯蓄指令に基づく源泉徴収

貯蓄所得税に関する理事会指令2003/48/ECに基づき、EU加盟国は、他のEU加盟国の税務当局に対し、EU加盟国において設立された者が他のEU加盟国の個人居住者または他のEU加盟国において設立された一定の種類組織に対し支払われた、またはこれらのために担保された一定の利息またはこれに類する所得の支払の詳細を提供することが要求されている。2014年8月24日、EU理事会は、上記要件の範囲の変更または拡大を行う理事会指令を採択した。EU加盟国は、2017年1月1日からかかる新要件を適用しなければならない。かかる変更により当該指令が規定する支払の範囲（特に有価証券に対して支払われる所得の種類を追加を含む。）が拡大される。さらに、当該指令によりEU加盟国の個人居住者にとって間接的に利益となる支払いを報告しなければならない状況が拡大される。かかる手法は一定の条件が満たされた場合、人、団体または法的取決め（信託を含む。）に対する支払またはそれらのために保証された支払に適用され、人、団体または取決めがEU以外で設立または実質的に運用されている場合には、一部の場合に適用されることがある。

移行期間中、ルクセンブルグおよびオーストリアは、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用することを求められている。上記変更によって、施行時においてなお源泉徴収制度を運用するEU加盟国における源泉徴収の対象となる支払の種類が拡大される。2013年4月、ルクセンブルグ政府は、当該指令に基づく自動的な情報交換を支持して、2015年1月1日を効力発生日とし源泉徴収制度を廃止する意向を表明した。

移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）を採用した。

支払が源泉徴収制度を選択したEU加盟国を通じて行われるか、または徴収され、税額または租税に関連する金額が当該支払から源泉徴収される場合、発行会社、支払代理人（本社債要項に定義される。）またはその他の者のいずれも、当該源泉徴収税の徴収の結果による本社債に関連する追加額の支払義務はない。発行会社は、指令に基づく租税の源泉徴収または控除の義務のないEU加盟国の支払代理人を確保する必要がある。

税務

本社債の購入または売却を予定する者は、本社債の譲渡先の国の法律または慣習に従い、印紙税またはその他の文書手数料を支払わなければならないことがあることを認識すべきである。

自己の税務上の地位につき確信を持つことができない購入予定者は、自身の独立した税務顧問に相談すべきである。また、購入予定者は、該当する税務当局による税務規定およびその適用が随時変更されることを認識すべきである。それゆえに、いずれの任意の時点においても適用される税務措置については、正確に予想することはできない。

本社債に関して税金分の上乗せは行われぬ

発行会社は、本社債に関し支払額の上乗せを行う義務はなく、発行会社には、本社債の所有、譲渡、支払のための呈示もしくは引渡しまたは強制執行の結果として、生じる可能性がある公租公課、源泉徴収またはその他の支払について責任を負うことなく、その他支払を行う義務はない。発行会社による一切の支払は、支払、源泉徴収または控除が求められる公租公課、源泉徴収またはその他の支払が課せられた上で、行われるものである。

米国の外国口座税務コンプライアンス法

本社債は大券の様式であり、決済機関で保有されるため、すべての状況（ただし、もっとも起こりえない状況以外）において米国の1986年内国歳入法典第1474条ないし第1475条（以下「FATCA」という。）により課される新たな報告制度および潜在的な源泉徴収税が決済機関が受領した支払金額に影響を与えることは想定されない。ただし、FATCAは、最終投資者に至るまでのその後の連続した支払いにおいて、一般にFATCAの源泉徴収をせずに支払いを受けることができない保管会社または仲介業者の場合は、当該保管会社または仲介業者に対する支払いに影響を及ぼすことがある。FATCAに基づく源泉徴収をしない支払いを受領する権利のない金融機関である最終投資者、または証券業者（または支払いの受領元となるその他の保管会社もしくは仲介業者）にFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要とされる情報、様式、その他の書類または承諾書を提供できない最終投資者に対する支払いにも影響を及ぼすことがある。投資者は、保管会社または仲介業者を（それぞれがFATCAまたはFATCAに関連するその他の法律もしくは合意に準拠していることを確かめて）慎重に選択すべきであり、保管会社または仲介業者がFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要な情報、様式、その他の書類または承諾書を当該保管会社または仲介業者に提供すべきである。投資者は、FATCAのより詳細な説明を入手し、FATCAの影響の内容について知るために自身の税務顧問に相談すべきである。本社債に基づく発行会社の債務は、（本社債の無記名または記名式の保有者である）決済機関の共通預託機関または保管機関に対して支払った時点で免責され、よって発行会社は、それ以後、決済機関および保管会社または仲介業者を通じて送金された金額につき責任を負わない。

早期償還解消費用

投資予定者は、本社債の早期償還金額には、早期償還解消費用に関する控除が含まれることについて、留意すべきである。早期償還解消費用の金額は、計算代理人により決定され、本社債の償還およびヘッジ取引または関連する取引ポジションの終了、決済または再建玉に関して発行会社が負担した一切の経費、費用（資金調達損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額である。

ヘッジ

通常の業務（マーケットメイク取引に関連するものを含むがこれに限られない。）において、発行会社および/またはその関連会社は、自己の計算または顧客の計算で取引を執行し、参照項目または関連するデリバティブのロング・ポジションまたはショート・ポジションを保有することができる。また、本社債の発行に関連して、発行会社および/またはその関連会社は、参照項目または関連するデリバ

タイプに関する一または複数のヘッジ取引を締結することができる。かかるヘッジ取引またはマーケットメイク取引に関連して、または発行会社および／もしくはその関連会社による自己取引もしくはその他の取引活動に関連して、発行会社および／またはその関連会社は、本社債の市場価格、流動性または評価額に影響を及ぼし、かつ本社債権者の利益を損なうことがある参照項目または関連するデリバティブに関する取引を締結することができる。

利益相反

発行会社が計算代理人として行為する場合または計算代理人が発行会社の関連会社である場合、計算代理人と本社債権者との間には、利益相反が生じることがあり、これには、本社債の償還時の受取金額に影響を与えることがある、計算代理人が本社債に従い実施する一定の決定および判断が含まれる。

発行会社は、本書の日付現在またはそれ以後、本社債に関して重要な、または重要となり得る、本社債権者が一般に入手可能かどうかを問わない参照項目に関する情報を保有することがある。発行会社には、当該情報を本社債権者に対して開示する義務はない。

発行会社および／またはその関連会社は、現在または将来、参照項目に関して取引関係（貸付け、保管、リスク・マネジメント、助言および銀行取引を含むが、これらに限られない。）を有することがあり、本社債権者への影響を考慮することなく、かかる取引関係に関して、自己の利益を守るために必要または適切とみなす行為および措置を行う予定である。

発行会社の交替

本社債要項には、一定の要件に従い、発行会社の交替または発行会社のために行う支店の変更を認める規定が含まれる。本社債が取引を認められている法域の要件を侵害しない限りにおいて、発行会社または発行会社のために行う支店の交替が、当該証券取引所もしくは規制ある市場の一定の追加条件または要件の対象となることがある。追加条件または要件が適用され、発行会社の交替または発行会社のために行う支店の変更を希望する場合、発行会社は、関連する証券取引所または規制ある市場から関連する本社債を上場廃止とすることがあり、また当該社債をその他の証券取引所または規制ある市場に上場させる義務はない。

規制上の債務削減

信用機関および投資会社の再生および処理に関するEUの枠組みに基づく、信用機関の再建および通常処理に関する法律（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）（以下「SAG」という。）により2015年1月1日から効力を有するものとしてドイツ法に組み入れるという近時のドイツ法の改正（指令2014/59EU）の結果、SAGに基づき管轄権を有する当局としての連邦金融市場安定化機構（Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung）（以下「FMSA」という。）の介入によって、社債に基づく元本、利息もしくはその他の金額の支払に関する請求権を恒久的に削減（0になる場合も含む。）され、または普通株式等の発行会社に係るtier 1の株主自己資本を構成する一以上の商品へ転換されることがある。FMSAは、社債を他の法主体に譲渡すること、社債の条件を変更すること、または社債を消却することを含むがこれらに限られないその他の破綻処理の適用を行うことができる。これらの方法のそれぞれを、以下「破綻処理」という。社債の保有者は、あらゆる破綻処理に拘束される。破綻処理が行われた場合、社債の保有者は、発行会社に対して一切の請求権またはその他の権利を有しないことになり、また社債に基づく支払を行う発行会社の債務が存在しなくなる。当該償却もしくは転換または公的部門による資本注入なくしては、発行会社が「存続不能」（SAGにより定義される。）となり、かつ、その規制された活動を継続することができない場合またはFMSAによってそのような場合であると判断された場合に行われる。(i) 最初に関連する損失に比例して（発行会社の普通株式等の）tier 1の株主自己資本の商品を償却し、(ii) 次に優先順位に従い、他の資本商品（追加tier 1 資本商品およびtier 2 資本商品）を恒久的に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換し、(iii) その後に規定された優先順位に従い、社債に基づく債務のような適格債務を恒久的

に償却し、またはtier 1の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、FMSAは、その権能を行使しなくてはならない。社債の元本金額が破綻処理に従うこととなる程度は、発行会社の支配の及ばない多数の要因に依拠し、仮に生じるとして破綻処理がいかなる時点で生じるのかを予測することは困難である。破綻処理の行使は、特に社債の解約権を構成するものではない。投資予定者は、破綻処理が生じる場合において、経過利息を加えた元本金額を含む投資のすべてを失うこととなるリスク、社債の条件が変更の対象となるリスク、ならびに社債が他の法主体への譲渡および他の処理の対象であるリスクを考慮すべきである。

市場一般に関わるリスク要因

以下の記載は、一定の市場リスクについての概略である。

流通市場全般

本社債は、発行時に取引市場を設定しておらず、またそれが展開されることも一切ない。取引市場が発展した場合でも、かかる市場は流動性が低いものである。それゆえ、投資者は、保有する本社債を容易に売却し、または発展した流通市場を有する類似の投資対象に相当する利回りを提供することができる価格にて売却することができないことがある。これは、特に、金利、通貨または市場リスクに敏感である社債、特定の投資目的もしくは戦略のために設計されている社債または限定された種類の投資者の投資要請を満たす仕組みが設けられた社債についてあてはまるものである。かかる種類の社債には、通常、一層限定された流通市場しか存在せず、伝統的な債務証券よりも価格のボラティリティが大きいものとなる。流動性に欠けることが本社債の市場価格に非常に重大な悪影響を与えることがある。

市場価格リスク

本社債の市場価格は、金利水準の変動、中央銀行の政策、経済全般の動向、インフレーション率または関連する種類の社債の需給といった様々な要因により左右される。本社債の市場価格はまた、発行会社の信用スプレッド、つまり発行会社の債務の利回りと同様の満期を有する国債利回りまたはスワップ・レートとの差が拡大することにより、悪影響を受けることもある。発行会社の信用スプレッドは、主にその予想信用力に基づいており、さらに当該本社債に対する需給とともに、一般的な市況等の他の要因にも影響される。

為替リスクおよび為替管理

発行会社は、利払通貨により本社債の元本および利息を支払う。これにより、投資者の財務活動が主に利払通貨以外の通貨または通貨単位（以下「投資者通貨」という。）により行われている場合、外国為替に関して、一定のリスクを伴うことになる。これには、為替相場が著しく変動するリスク（利払通貨の切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動を含む。）および投資者通貨の管轄当局が為替管理を行いまたはこれを変更するリスクが含まれる。投資者通貨の価値が利払通貨に対して上昇した場合、(a) 投資者通貨に相当する本社債の利回り、(b) 投資者通貨に相当する本社債について支払われるべき元本の価値および(c) 投資者通貨に相当する本社債の市場価値が減少することになる。

政府および通貨当局は、（過去にいくつかの政府および通貨当局が行ったように）適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性のある為替管理を課すことがある。その結果、投資者は、予定よりも少ない利息もしくは元本を受領することがあり、または利息もしくは元本を全く受領することができないことがある。

利払通貨が流動性に欠け、および／または利払通貨の管轄当局によって課される交換制限および為替管理を含む通貨規制の対象となるリスクがある。本社債要項に従い、本社債に基づく支払は、利払通貨の一定の通貨規制または非流動性を理由として、利払通貨とは異なる通貨により行われることがある。このような場合には、本社債権者は、実際に支払が行われる通貨に関連する固有のリスクの影響を受け

ることがある。投資者は、例えば、利払通貨による各自の支払義務を履行するために利払通貨を必要とする場合等、利払通貨による支払を受領できないという状況におかれることにより、不利益および損失を被ることもある。

このような為替リスクは、通常、経済的および政治的事象ならびに関連する通貨の需給といった発行会社および本社債権者が制御することができない要因に左右される。近年、一定の通貨の為替相場は非常にボラティリティが上昇しており、このような高いボラティリティは、今後も継続するものと予想される。しかしながら、過去に特定の為替相場の変動が発生したことは、必然的に本社債の存続期間中に相場の変動が起きることを示唆するものではない。

適法な投資を考慮する場合、一定の投資が制限されることがある

一部の投資者による投資活動は、投資に関する法令または当局の検査もしくは規制の対象である。各投資予定者は、(a) 本社債が各自にとって適法な投資であるか、(b) 本社債が様々な種類の借入れに対する担保として利用可能であるか、および(c) その他の規制が本社債の買付けまたは質入れに適用されるか、ならびにこれらの範囲についてそれぞれ判断するため、各自の法律顧問に相談すべきである。また、金融機関は、適用あるリスクベースの自己資本比率または類似の規制に基づき、本社債の適切な取扱いを判断するために、自身の法律顧問または適切な規制当局に相談すべきである。

課税上の取扱い

本社債の購入予定者は、本社債の買付け、所有および処分の税務上の取扱いについて、各自の税務顧問に相談することが望ましい。

総括的な税務情報

以下で提供する情報は、現在入手可能な税法および税務実務の完全な要約として企図されたものではない。そのため、本社債の購入予定者は、本社債に関する取引の税務上の取扱いについて各自の税務顧問に相談することが望ましい。

本社債の購入者および／または売却者は、本社債の発行価格または（発行価格と異なる場合には）購入価格に加え、税務上の目的において住所を有する国または住所を有しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税または他の賦課金の支払が必要となる。

本社債に関する取引（購入、譲渡または償還を含む。）、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

発行会社の源泉税徴収義務

発行会社は、源泉税の徴収義務を引受けない。

EU貯蓄指令

貯蓄所得税に関する理事会指令2003/48/ECに基づき、EU加盟国は、他のEU加盟国の税務当局に対し、EU加盟国において設立された者が他のEU加盟国の個人居住者または他のEU加盟国において設立された一定の種類組織に対し支払われた、またはこれらのために担保された一定の利息またはこれに類する所得の支払の詳細を提供することが要求されている。2014年8月24日、EU理事会は、上記要件の範囲の変更または拡大を行う理事会指令を採択した。EU加盟国は、2017年1月1日からかかる新要件を適用しなければならない。かかる変更により当該指令が規定する支払の範囲（特に有価証券に対して支払われる所得の種類を追加を含む。）が拡大される。さらに、当該指令によりEU加盟国の個人居住者にとって間接的に利益となる支払いを報告しなければならない状況が拡大される。かかる手法は一定の条件が満た

された場合、人、団体または法的取決め（信託を含む。）に対する支払またはそれらのために保証された支払に適用され、人、団体または取決めがEU以外で設立または実質的に運用されている場合には、一部の場合に適用されることがある。

移行期間中、ルクセンブルグおよびオーストリアは、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用することを求められている。上記変更によって、施行時においてなお源泉徴収制度を運用するEU加盟国における源泉徴収の対象となる支払の種類が拡大される。2013年4月、ルクセンブルグ政府は、当該指令に基づく自動的な情報交換を支持して、2015年1月1日を効力発生日とし源泉徴収制度を廃止する意向を表明した。

移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）を採用した。

支払が源泉徴収制度を選択したEU加盟国を通じて行われるか、または徴収され、税額または租税に関連する金額が当該支払から源泉徴収される場合、発行会社、支払代理人（本社債要項に定義される。）またはその他の者のいずれも、当該源泉徴収税の徴収の結果による本社債に関連する追加額の支払義務はない。発行会社は、指令に基づく租税の源泉徴収または控除の義務のないEU加盟国の支払代理人を確保する必要がある。

1. ドイツにおける課税

非居住者

経過利息を含む利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、(a) 本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または (b) 所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。(a) および (b) の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツの非居住者は、通常、利息に対するドイツの源泉徴収税および連帯加算税を免除される。しかし、前段落の規定により利息についてドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座で保管される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債もしくは利息を付した利札の売却、譲渡もしくは償還による手取金が本社債または利札の交付により払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税は、徴収されていない。

欧州委員会および（ドイツを含む）一部のEU加盟国は、現在、金融取引税（FTT）の導入を予定している（少なくとも一金融機関が関連する流通市場取引を想定している。）。現在、FTTは参加を表明したEU加盟国において2014年1月1日からの導入が提案されている。

EU貯蓄指令

2004年1月26日付の立法規制により、ドイツ連邦政府は、EU貯蓄指令に基づく情報交換を国内法で実施する条項を制定した。同条項は2005年7月1日から適用されている。

2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約することを意図したものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、

本社債に関する元本および利息の支払いの連合王国の源泉徴収税に関する連合王国の現行法令および公表されている税務実務に関する発行会社の理解の概要である。これは、本社債の取得、保有または処分についての連合王国課税を示唆するものではない。一定の事項は、特則が適用されることがある種類の者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本社債権者となることを予定している者に対する連合王国の課税上の取扱いは、個々の状況に左右されるものであり、将来変更されることもある。本社債権者となることを予定している者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税される者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

ドイツ銀行ロンドン支店が発行した本社債に対する利息の支払

発行会社のロンドン支店によって発行された本社債の利息の支払の場合。

- － 発行会社が2007年法人所得税法（以下「法人所得税法」という。）第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を法人所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払う場合、発行会社は、連合王国の所得税の源泉徴収または控除がされることなく利息の支払を行うことができる。
- － 本社債が法人所得税法第1005条に定義される「認可証券取引所」に継続して上場している場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収されることなく支払われることがある。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。歳入関税庁が公表した規則に基づき、本社債は、ルクセンブルグの管轄当局により上場し、ルクセンブルグ証券取引所第一部での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が英国で銀行業務を行っているかどうか、利息がその通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。
- － 本社債に対する利息が一会社によって支払われ、かつ、かかる支払時に、発行会社（および本社債の利息の支払者または支払の仲介者）が実質的な所有者をかかるとして連合王国の法人税の課税対象であると合理的に判断した場合、本社債の利息は、連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われることがある。ただし、歳入関税庁が（かかる支払時に当該利払につき上記免除が利用できない可能性が高いと判断するために十分な理由がある状況において）利息を税額控除して支払うべきであるという指示を与えていない場合に限られる。
- － 本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が364日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。

その他の場合、本社債の利息の支払から、基本税率（2013年6月28日現在は20%）で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率（または源泉徴収を行わないこと）を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに（または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って）利息を支払う旨の通知を发出することができる。

上記の「利息」および「元本」の記述は、英国税法上「利息」および「元本」と解されるものを意味する。本社債に基づく支払いの一部が仕組まれた支払いまたは年次の支払いと判断される場合、当該支払いの取扱いは、上記措置とは異なることがある。本社債権者は、自己の税務ポジションに疑問がある場合は、自身の専門の顧問に相談すべきである。

連合王国の情報収集権限

一定の状況において、歳入関税庁は、有価証券から生じる支払い（収益によるか、元本によるかを問わない。）、一定の利払い（大幅に割り引かれた有価証券の償還時における支払いを含む。）および有価証券取引に関する情報を入手する権限を有する。

歳入関税庁が情報を入手できる者には、有価証券から生じる支払いを受領する者（または受領する権限を有する者）、当該支払い（他の者から受領したか、他の者に代わり支払い）を行う者、利払いを行うかまたは仲介する者、他の者に代わり有価証券取引（有価証券の発行を含む。）を実施するかその一当事者である者、有価証券取引に関する登録会社または管理事務会社および登録上の各有価証券保有者を含む。

歳入関税庁が入手できる情報には、有価証券の実質所有者の詳細、有価証券を代わりに保有する者、または支払い先となる者の詳細（さらに、当該者が複数の場合は、それぞれの持分割合）、有価証券取引に関連する情報および書類ならびに連合王国内で受領または留保される金額につき支払われた利息に関連して、利払いが行われた有価証券の内容を含む。歳入関税庁は、通常、個人でない者に対する利払い（または個人でない者に代わっての受領）につき、（利息のみに関する権限に基づいては）情報を入手することはできない。かかる制限は、歳入関税庁の有価証券から生じる支払いについての情報を得る権限には適用されない。

歳入関税庁は2015年4月6日以前に支払われる大幅に割引かれた有価証券の償還時の支払額に関する情報を入手するために、利息に関する情報収集権限を利用しない意向である。

一定の状況において、歳入関税庁がかかる権限を利用して入手した情報は、他の法域の税務当局との間で交換することがある。

3. ルクセンブルグにおける課税

以下の要約は、一般的事項であり、ルクセンブルグで現在有効な法律に基づいてはいるものの、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈してはならない。本項に含まれる情報はルクセンブルグの源泉徴収税に関する問題に限られており、したがって、本社債への投資予定者は、自らが服する国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の影響について各自の専門的アドバイザーに相談すべきである。

後記各項目の下で使われている居住の概念は、ルクセンブルグ所得税の査定目的にのみ適用されることに留意されたい。同項内の租税、関税、賦課金、公租公課もしくはその他の手数料または同種の源泉徴収についての記述、またはその他の概念についての記述は、ルクセンブルグの税法および／または概念のみを指すものとする。また、ルクセンブルグの所得税の記載には、法人所得税(impôt sur le revenu des collectivités)、地方事業税(impôt commercial communal)、連帯課徴金(contribution au fonds pour l'emploi)、さらに個人所得税(impôt sur le revenu)全般を含むことにも留意されたい。投資者は、さらに純財産税(impôt sur la fortune) またその他の関税、賦課金または税金の対象となることがある。法人所得税、地方営業税、さらに連帯課徴金は、常に、税務上ルクセンブルグの法人納税居住者の大部分に適用される。個人納税者は、通常、個人所得税および連帯課徴金の対象となる。一定の状況において、個人納税者が、専門的活動または事業活動を行っている場合には、地方営業税も適用されることがある。

本社債の保有者の課税

源泉徴収税（本社債の非居住保有者）

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法および以下に記載の2005年6月21日法（その後の改正を含む。）（以下「2005年6月法」という。）に従い、本社債の非居住保有者については、元本、差益または利息の支払に源泉税は存在せず、本社債の未払の経過利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買入れ時に支払われるべきルクセンブルグの源泉税も存在しない。

これにより、貯蓄所得税に関する理事会指令2003/48/ECが施行され、ルクセンブルグおよびEU加盟国の特定の旧植民地および海外領土（以下「領土」という。）との間で調印した条約が批准された2005年6月法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人により行われ、または供与された実質的所有者である個人もしくは居住団体（2005年6月法の意義により、ルクセンブルグ以外のEU加盟国もしくは領土の居住者もしくはかかる地域で設立された者をいう。）に対して、もしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払は、源泉税の対象となる。ただし、関連する受領者が関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の内容を受益者の居住地もしくは設立地の国の管轄財務当局に当該情報が伝達されるようにルクセンブルグの管轄財務当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合および（実質的所有者の個人の場合には）関連する支払代理人に対して、自らの居住国の財務当局が発行した納税証明書が必要となる形式にて提供している場合はこの限りでない。ルクセンブルグの支払代理人が税の源泉徴収についての責任を負う。2005年6月法に従い発生する本社債に基づく利息の支払は、35%の源泉税の対象となる。

2013年4月、ルクセンブルグ政府は、EU貯蓄指令に基づく自動的な情報交換を支持して、2015年1月1日を効力発生日とし源泉徴収制度を廃止する意向を表明した。

所得税（本社債の非居住保有者）

ルクセンブルグにおいて本社債に帰属する恒久的施設または恒久的代理人を有さない本社債の非居住保有者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引に対して、ルクセンブルグの所得税の対象とならない。売却または処分（その形態を問わない。）により、本社債の非居住保有者が実現した利益は、ルクセンブルグ所得税の追加課税対象にはならない。

本社債の非居住の法人保有者または非居住の個人保有者が専門事業または業務の遂行に際し、当該本社債が帰属すべきルクセンブルグにおける恒久的施設または恒久的な代理人を有する場合、その者は、本社債に基づく経過利息もしくは受取利息、償還差益または発行時割引および本社債の売却または処分時（その形態を問わない。）に実現した利益に対して、ルクセンブルグの所得税の対象となる。

富裕税

本社債の法人保有者は、税務上の目的においてルクセンブルグの居住者である場合、または居住者でない場合において本社債が帰属するルクセンブルグに恒久的施設もしくは恒久的な代理人を有する場合のいずれかの場合には、本社債に対しルクセンブルグ富裕税の対象となる。ただし、本社債権者が家産管理会社に関する2007年5月11日の法律、または投資信託に関する2010年12月17日の法律または特定投資信託に関する2007年2月13日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する場合、または証券化に関する2004年3月22日の法律に準拠する証券化会社である場合、ベンチャーキャピタルに関する2004年6月15日の法律（その後の改正を含む。）に準拠する資本会社である場合は除かれる。

本社債の個人保有者については、ルクセンブルグの居住者であるかどうかを問わず、本社債に対するルクセンブルグの富裕税の対象とはならない。

その他の税金

本社債の発行または譲渡、買取りもしくは償還について、ルクセンブルグの登録税または同様の公租公課は生じない。

ただし、ルクセンブルグ裁判所において裁判手続きを行う場合、正式なルクセンブルグ当局に本社債を提示しなければならない場合、または本社債を任意で登録する場合には、ルクセンブルグで本社債を登録した時点で固定登録税または従価登録税の支払い義務が生じることがある。

本社債権者が、死亡時に、税務上ルクセンブルグの居住者である場合には、本社債は、納税申告の目的上、相続税課税対象に含まれる。

ルクセンブルグの公証人の前で締結されたルクセンブルグの証書により設定されるか、ルクセンブルグに登録されている場合には、本社債の贈与または寄付に対しては贈与税が課される。

4. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上、国税と地方税からなる源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に支払を受けるべき本社債の利子は、原則として国税と地方税の合計税率による申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は国税と地方税の合計税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益（不足する場合は、償還差損）として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、国税と地方税からなる。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある。償還差損については、日本国の居住者に帰属する場合、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの（家事上の損失）として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。また、償還差損が日本国の内国法人に帰属する場合は、当該償還差損は日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得から差し引かれる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は国税と地方税の合計税率による申告分離課税の対象となり、償還差損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

<上記以外の社債に関する情報>

第1 募集要項

該当事項なし。

第2 売出要項

以下に記載するもの以外については、社債を売出しにより売り付けるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 売出有価証券

(1) 売出社債（短期社債を除く。）

未定

2 売出しの条件

未定

第3 その他の記載事項

社債を売出しにより売り付けるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2013年度）（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年6月27日 関東財務局長に提出

2 四半期報告書又は半期報告書

半期報告書
事業年度（2014年度中）（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）
平成26年9月29日 関東財務局長に提出

3 臨時報告書

1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成26年8月19日および平成27年2月17日に関東財務局長に提出。

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当事項なし。

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

該当事項なし。

6 外国会社臨時報告書

該当事項なし。

7 訂正報告書

1記載の有価証券報告書について有価証券報告書の訂正報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

第2 参照書類の補完情報

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出後、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月9日）現在、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。

(2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本訂正発行登録書においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月9日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正発行登録書における将来に関する記述は、本訂正発行登録書提出日（平成27年3月9日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本訂正発行登録書における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3 参照書類を縦覧に供している場所

該当事項なし。

第三部 保証会社等の情報

該当事項なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成26年1月6日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成22年12月3日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG シドニー支店第6回円貨社債(2010)

券面総額又は振替社債の総額 518億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2014年10月24日

ドイツ銀行、2014年第3四半期に訴訟費用8億9,400万ユーロを計上

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、2014年第3四半期に訴訟費用8億9,400万ユーロを計上する予定である旨を発表しました。2014年第3四半期の本訴訟費用は、複数の項目に関するものであり、その大部分が税控除の対象外です。

ドイツ銀行は、2014年第3四半期の決算（未監査）を予定どおり10月29日（水）に公表する予定です。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任を負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するその他のリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、欧州中央銀行による包括的評価の要件を満たす

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、欧州中央銀行（ECB）が欧州銀行監督機構（EBA）との緊密な協働のもと実施した包括的評価調査の結果を確認しました。この調査は、資産の質調査（AQR）およびストレス・テストから構成され、対象となった銀行の適正自己資本について、異なるストレス・シナリオに基づく審査および各シナリオにおける最低基準レベルとの比較を行いました。

2013年12月31日現在での、ドイツ銀行の所要自己資本指令第4次改正（CRD4）完全適用ベースの普通株式等 Tier 1 資本（CET1）比率は、段階的導入前で14.57%でした。2014年1月1日から発効した CRD4 の要件の20%の段階的導入を考慮し、健全性評価に関する調整を含めると、この比率は13.40%となりました。

概要

ドイツ銀行に関する包括的評価の主な調査結果は以下のとおりです。

- ドイツ銀行は包括的評価の全要件を満たしました。
- ドイツ銀行の資産の質調査（AQR）においては、その評価額または比率について大幅な調整の必要は見い出されませんでした。これにより、当行の2014年1月1日現在のAQRに基づく調整後のCRD4 CET1比率は、上記とほぼ変わらず13.33%となりました。この比率は、要求される基準値である8%を533ベースポイント上回っています。
- ストレス・テストによる「標準」シナリオに基づいた場合のドイツ銀行のCRD4 CET1比率は、12.55%となりました。この比率は、要求される基準値である8%を455ベースポイント上回っています。
- ストレス・テストによる「景気悪化」シナリオに基づいた場合のドイツ銀行のCRD4 CET1比率は、8.78%となりました。この比率は、要求される基準値である5.5%を328ベースポイント上回っています。

2014年1月1日現在の試算比率	ドイツ銀行	基準値	差異
AQRに基づく調整後のCRD4 CET1比率	13.33%	8.00%	533ベースポイント
ストレス・テストの「標準」シナリオに基づくCRD4 CET1比率	12.55%	8.00%	455ベースポイント

ストレス・テストの「景気悪化」シナリオに基づくCRD4 CET1比率	8.78%	5.50%	328ベースポイント
------------------------------------	-------	-------	------------

今回の包括的評価調査において、当行が2014年第2四半期に実施した85億ユーロの普通株式による増資が考慮されていれば、当行の結果はさらに強化されたものになっていました。

潜在的な訴訟費用は今回のストレス・テストにおいて考慮されていません。2014年年初からの9ヶ月間に、当行は13.6億ユーロの訴訟費用を公表しています。これには当行が第3四半期での計上を予定している8億9,400万ユーロの訴訟費用も含まれています。

共同チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのユルゲン・フィッチェンとアンシュー・ジェインは、次のように述べています。「今回の包括的評価調査の結果は、当行の資本基盤が、厳しい市場ストレスを想定したシナリオにおいても所要規制自己資本を大幅に上回るレベルであることを確認するものです。当行が今年の第2四半期に行った増資は、今回の包括的評価調査には含まれていませんので、当行の資本基盤はその後さらに強化されたこととなります。」

さらに、次のように述べています。「また、今回の包括的評価調査は、規制当局と各銀行とが、厳格かつ一貫性のある評価プロセスの中で協働することの価値を示しています。このことは透明性の向上につながり、欧州の銀行システムや規制の枠組みの安定性に対する信頼を増すことに貢献しています。」

以上

2014年10月28日

ドイツ銀行、取締役会を拡充

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA：DBKGn.DE / NYSE：DB）の監査役会は本日、取締役会における各役員の担当分野を、当行にとっての戦略、規制、訴訟上の優先事項に合わせて調整する旨を発表しました。その結果として、監査役会は新たに2名の取締役会メンバーを任命しています。

ステファン・クラウス（51）： 2014年11月1日付で戦略および組織開発の統括責任者に就任。新設される当役職は、戦略開発とすべての主要業務改善計画について一元的に責任を持つ。2008年よりチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）を務めるクラウスは、2015年5月21日開催予定の年次株主総会終了時までCFO職を兼務。

マルクス・シェンク（48）： ジェネラル・マネジャー（Generalbevollmächtigter）兼副CFOとしてゴールドマン・サックスより入社。2015年5月21日開催予定の年次株主総会終了時に、取締役会メンバーおよびクラウスの後任としてCFOに就任予定。

ヘンリー・リショット（51）： 引き続きチーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）として、テクノロジーおよびオペレーション分野に加え、デジタル化に関連するグローバルな取り組みを担当。

クリスティアン・ゼーヴィング（44）： 現在、ドイツ銀行グループの内部監査統括責任者。2015年1月1日付で、法務および事故管理担当役員として取締役会メンバーに就任予定。

ステファン・ライトナー（48）： 現職の欧州（ドイツ、英国を除く）最高経営責任者（CEO）として顧客営業に重点を置くとともに、政府・規制対応、コンプライアンス、人事の統括責任者を兼務。企業文化の変革に向けた取り組みを担当し、新たなプログラム策定の取りまとめを行う。

本件について、監査役会のパウル・アッハライトナーは次のように述べています。「監査役会は、これらの手だてにより、当行を待ち受ける課題への経営陣の対応力が強化され、各役員が重要なチャンスに向かって一層集中できると確信しています」

「ステファン・クラウスの尽力により、当行は金融危機を乗り越え、リスク低減や増資などの財務改善対策を進め、その結果、先週公表された欧州中央銀行（ECB）による包括的評価では要件を満たすことができました。私たちはクラウス氏に対し、最も経験豊かな経営陣の一人として、当行における戦略的変革の遂行に集中的に取り組み、その経営分野の専門知識を当行が直面する重要な課題および機会への対処に活かしてくれるよう依頼しました」

「マルクス・シェンクについては、ドイツのDAX指数を構成する大手企業のCFOとしての経験と、国際的な投資銀行での素晴らしい経歴を兼ね備える将来のCFOを見出したといえます。シェンク氏の人柄と専門知識は、新しく経営陣に迎えるにふさわしいものです」

「クリスティアン・ゼーヴィングはドイツ銀行に20年以上在籍する経験豊かなマネージャーで、副チーフ・リスク・オフィサー（CRO）として、さらにその後は内部監査統括責任者として、素晴らしい実績を残してきました」

そしてアッハライトナーは、「監査役会は、これまでの取締役会の功績に感謝するとともに、拡充された取締役会が、当行の世界的な評価と持続的な成功に向けた取り組みに大きく貢献することを願っています」と結んでいます。

共同CEOのユルゲン・フィッチェンおよびアンシュール・ジェインは、次のように述べています。
「取締役会はゼーヴィング、シェンク両氏の加入を歓迎します。当行は、経営戦略『ストラテジー2015プラス』の最後の年を迎えようとしています。担当分野の調整とチームの拡充により、経営陣の強化を図ります」

「私たちが今このような手段を取るのには、訴訟問題の終結に注力し、組織的な効率性と有効性をより向上させるためです。さらに、ビジネスのデジタル化や、他社の業務縮小に伴い数少なくなっているユニバーサル・バンクとしてのサービス提供力から生まれる大きな機会が見え始めています」

そして、「本日の担当分野の調整により、当行の上級職にある最も優れた人材がこれらの優先事項に対処することができます」と締めくくっています。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告により、新たに任命された取締役会メンバーの契約期間は3年間となっています。なお、ステファン・ライトナー、スチュアート・ルイス、ヘンリー・リショットとの現行の3年間の契約は、今年7月に開催された監査役会において既に2020年まで5年間延長されています。

以上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するその他のリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2014年第3四半期に2億6,600万ユーロの税引前利益を計上

グループ業績

- － 税引前利益 (IBIT) は、2億6,600万ユーロ
- － 非中核事業部門 (NCOU) を除いた中核事業部門の税引前利益は前年同四半期から8%増加し、13億ユーロ
- － 純収益は、主にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の増収を反映して、前年同四半期比2%増の79億ユーロ
- － 利息以外の費用は前年同四半期から2%増加し、73億ユーロ
- － 調整済コストは前年同四半期から8%増加し、60億ユーロ
- － 純損失は9,200万ユーロ、2014年第3四半期の税引後平均アクティブ資本利益率 (RoE) はグループ全体で-0.6%

自己資本強化およびレバレッジ低減努力に関する事項

- － 2014年第3四半期末現在の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率 (所要自己資本規制 (CRR) /所要自己資本指令第4次改正 (CRD4) 完全適用ベース) は11.5%
- － CET1 資本比率 (段階的導入ベース) は14.7%
- － CRD4 完全適用ベースのレバレッジ比率は3.2% (改正 CRD4 適用ベース)
- － リスク・ウェイトド・アセット (RWA) (CRR/CRD4 完全適用ベース) は2014年第2四半期から1%増加し、4,020億ユーロ
- － 1株当たり有形資産帳簿価額は2014年第2四半期から2.5%増加

部門別業績

- － コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) : 2014年第3四半期の税引前利益は前年同四半期から4%増加し、3億7,400万ユーロ。9%の増収および訴訟関連費用の11%の減少が要因となったが、その多くは規制要件に係る費用や弁護士費用の増加を要因として利息以外の費用が10%増加したことにより相殺
- － 個人顧客および中堅企業 (PBC) : 増収や信用リスク引当金繰入額の減少により、税引前利益は前年同四半期から3%増加し、3億5,600万ユーロ。税引前利益は貸出手数料に係る費用および情報技術 (IT) 関連投資の増加により一部相殺
- － グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) : 主に規制要件に係る費用の増加、収益関連費用の増加および将来の成長に向けた投資を反映して、税引前利益は前年同四半期から11%減少し、3億3,800万ユーロ

- ー ドイツェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM) :利息以外の費用の減少により、税引前利益は前年同四半期から 2%増加し、2 億 8,800 万ユーロ。新規資金の純額は 170 億ユーロ
- ー 非中核事業部門 (NCOU) :前年同四半期の 11 億 9,900 万ユーロの税引前損失に対し、引当金繰入額の減少を反映して、10 億 4,900 万ユーロの税引前損失を計上。利息以外の費用は減少したものの、減収により相殺

ドイツ銀行 (銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB) は本日、2014 年第 3 四半期の業績を発表しました。グループ全体の純収益は前年同四半期比 2%増の 79 億ユーロとなり、利息以外の費用は 2%増の 73 億ユーロとなりました。税引前利益は、前年同四半期の 1,800 万ユーロに対し、2014 年第 3 四半期は 2 億 6,600 万ユーロとなりました。増収および信用リスク引当金繰入額の減少が要因ですが、その一部は利息以外の費用の増加により相殺されました。

共同 CEO のユルゲン・フィッテンおよびアンシュー・ジェインは、次のように述べています。「ドイツ銀行は過去の問題に関する訴訟事案の終結に向け引き続き取り組んできたことにより、2014 年第 3 四半期の純利益は引当金の計上による大きな影響を受けました。また、新たな規制への対応、当行のシステムおよび管理の枠組みの業界最高水準への引き上げ、ならびに中核事業における成長への投資に係る費用も発生しました。これらの費用の一部は、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムによるさらなる経費節減 (2014 年末時点までの当初の目標をすでに達成) により相殺されました。」

さらに、次のように述べています。「中核事業部門の業績は、4 つの中核事業すべてにおけるバランスのとれた収益の貢献および増収により、底堅いものとなりました。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズでは、市場をリードする当行の外国為替ビジネスにおける好調な業績、多様な事業基盤および 2014 年第 3 四半期末に向けてのボラティリティの上昇を反映して、債券およびその他商品のセールス/トレーディングの収益が大きく伸びました。コーポレート・ファイナンスは、引き続きグローバルでの第 5 位と、欧州における首位を維持しました。個人顧客および中堅企業 (PBC) は、過去最低の金利にもかかわらず、クレジット商品ならびに投資および保険商品の伸びにより、増収となりました。グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) も、好調な取引高を背景に増収となりました。ドイツェ・アセット&ウェルス・マネジメントは、3 四半期連続で純資金流入となり、運用資産残高が 1 兆ユーロに達しました。」

そして次のように結んでいます。「今後も短期的には逆風が続きます。欧州マクロ経済の見通しは厳しく、地政学的なリスクは依然として不透明感をもたらしています。当行は今後も、係属中の訴訟事案の終結、当行のプラットフォームを新規制に対応させる課題の完了、最終段階を迎えるオペレーショナル・エクセレンス・プログラムへの投資および中核事業における成長への投資による利益の享受といった、当行の戦略的重点項目に組織的に取り組んでいく所存であり、引き続き断固とした姿勢でこれらの実施に注力してまいります。当行の中核事業における好調な業績は、当行がこの取り組みにおいて前進していることを示しています。」

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2013年 第3四半期	増減 (2013年第3四半期比)	増減 (2014年第2四半期比)
純収益	7,864	7,860	7,745	119	4
信用リスク引当金繰入額	269	250	512	(243)	20
利息以外の費用	7,328	6,693	7,215	113	635
税引前利益	266	917	18	248	(651)
純利益(損失)	(92)	238	51	(143)	(329)
費用/収益比率	93%	85%	93%	0 ppt	8 ppt
税引後平均アクティブ資本利益率	(1) %	2%	0%	(1)ppt	(2)ppt

調整済コスト

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2014年 第1四半期	2013年 第4四半期	2013年 第3四半期	2013年 第2四半期	2013年 第1四半期
利息以外の費用	7,328	6,693	6,466	7,607	7,215	6,950	6,623
調整済コスト	6,043	5,723	5,992	5,604	5,600	5,910	6,034
以下を除く:							
実施コスト	253	375	310	509	242	357	224
訴訟費用	894	470	0	1,111	1,163	630	132
保険業務に係る費用	77	80	52	104	171	(7)	192
その他退職費用	40	16	27	2	14	42	10
その他 ¹	23	29	85 ²	277 ³	24	17	32
費用/収益比率(調整後) ⁴	77%	73%	71%	85%	72%	72%	64%
報酬比率	41%	38%	40%	41%	38%	39%	38%

注記: 数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではありません。

1) 一定の小規模な一時的支払および減損を含む

2) NCOU における減損を含む

3) のれんおよび無形資産の 79 百万ユーロの減損ならびに過去の内部費用配分の修正による相当額の影響を含む

4) 収益(報告値)で除した調整済コスト

2014 年第 3 四半期の グループ全体の純収益は、2013 年第 3 四半期の 77 億ユーロから 1 億 1,900 万ユーロ、率にして 2%増加し、79 億ユーロとなりました。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の収益は、2013 年第 3 四半期から 2 億 4,700 万ユーロ、率にして 9%増加し、31 億ユーロとなりました。この増加は主に、市況の改善および顧客取引の増加による債券およびその他商品のセールス/トレーディングにおける 1 億 8,600 万ユーロ、率にして 15%の増収に起因するものです。

個人顧客および中堅企業 (PBC) の 2014 年第 3 四半期の収益は、2013 年第 3 四半期から 6,900 万ユーロ、率にして 3%増加し、24 億ユーロとなりました。この増加は主に、融資残高の増加ならびに投資および保険商品における増収によるものです。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の収益は、堅調な取引高が厳しい市場環境の影響を相殺したことにより、前年同四半期から若干増加し、10 億ユーロとなりました。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM) の収益は、2013 年第 3 四半期とほぼ同水準の 13 億ユーロとなりました。

非中核事業部門（NCOU）の2014年第3四半期の収益は、2013年第3四半期から3億8,200万ユーロ減少し、2,000万ユーロとなりました。この減少は、リスク低減のさらなる取り組みにより収益を生む資産が大幅に減少したことを反映したものです。

グループ全体の信用リスク引当金繰入額は、2013年第3四半期から2億4,300万ユーロ、率にして47%減少し、2014年第3四半期は2億6,900万ユーロとなりました。この減少は、すべてのビジネスにおける改善、とりわけ非中核事業部門（NCOU）においてIAS第39号に基づき区分変更された資産に関する繰入計上額が減少したことによるものです。

グループ全体の利息以外の費用は、2013年第3四半期から1億1,300万ユーロ、率にして2%増加し、2014年第3四半期は73億ユーロとなりました。報酬費用は、2013年第3四半期から2億8,500万ユーロ、率にして10%増加し、32億ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、主にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）における規制要件の遵守に係る固定報酬費用の増加および管理部門での戦略的採用が挙げられます。一般管理費は、2013年第3四半期から6,000万ユーロ、率にして1%減少して、40億ユーロとなりました。規制要件の強化やプラットフォームへの投資の継続的な拡大に起因する費用増により、コストはさらに増加しました。一方、2014年第3四半期においてこれを相殺する要因には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの継続的实施による費用削減およびBHFバンクの売却がありました。2014年第3四半期の訴訟関連費用は、2013年第3四半期から2億7,000万ユーロ減少して、8億9,400万ユーロとなりました。

グループ全体の税引前利益は、2013年第3四半期の1,800万ユーロに対し、2014年第3四半期は2億6,600万ユーロとなりました。増収および信用リスク引当金繰入額の減少に起因しますが、その一部は利息以外の費用の増加により相殺されました。

グループ全体の純損益は、2013年第3四半期には5,100万ユーロの純利益を計上したのに対し、2014年第3四半期は9,200万ユーロの純損失となりました。2014年第3四半期の法人所得税費用は、特定の訴訟関連費用について税控除が適用されなかったことが主な要因となり、3億5,800万ユーロとなりました。これは、前年同四半期に3,300万ユーロの法人所得税に係るベネフィットを計上したこととは対照的でした。

自己資本、資金調達および流動性

ドイツ銀行グループ

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2014年9月30日	2014年6月30日	2013年12月31日
普通株式等 Tier1 資本比率 ¹	11.5%	11.5%	9.7%
リスク・ウェイトド・アセット ¹	402	399	350
流動性準備金	188	199	196
資産合計(IFRS)	1,709	1,665	1,611
CRD4 レバレッジ・エクスポージャー ²	1,526	1,532	1,445
レバレッジ比率 ³	3.2%	3.2%	2.4%

1) CRR/CRD4 完全適用ベース (2013年については想定値)に基づく。

2) 改正 CRR/CRD4 (2013年の想定値については改正前 CRR/CRD4)に基づく。

3) CRR/CRD4 完全適用ベース Tier1 資本および改正 CRR/CRD4 (2013年の想定値については改正前 CRR/CRD4)によるレバレッジ・エクスポージャーに基づく。

当行の2014年9月30日現在の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率 (CRR/CRD4 完全適用ベース)は、2014年6月30日現在から変わらず11.5%でした。2014年9月30日現在の普通株式等 Tier 1 資本 (CRR/CRD4 完全適用ベース) も、2014年第2四半期末から変わらず460億ユーロでした。リスク・ウェイトド・アセット (RWA) (CRR/CRD4 完全適用ベース) は、30億ユーロ増加し、2014年第3四半期末現在では4,020億ユーロとなりました。

2014年年初から同年9月30日までの資本市場での発行額は362億ユーロで、関連する変動指標 (Libor 等) に対する平均スプレッドは、47ベーシスポイントであり、満期までの平均年限は4.8年となっています。これにより、2014年にグループ全体で300億ないし350億ユーロの資金調達を行う計画は完了しましたが、当行は2014年末に向けて、引き続き、資金調達を適宜実施してまいります。

2014年9月30日現在の流動性準備金は1,880億ユーロとなり、そのうちの43%が主に中央銀行に預けられている現金および現金同等物です。

2014年9月30日現在の資産合計は、2014年6月30日現在から440億ユーロ、率にして3%増加し、1兆7,090億ユーロとなりました。

2014年9月30日現在の改正 CRR/CRD4 適用ベースのレバレッジ・エクスポージャーは、600億ユーロの外国為替の影響を考慮しても、2014年6月30日現在から60億ユーロ減少して1兆5,260億ユーロとなりました。改正前 CRR/CRD4 適用ベースでは、2014年9月30日現在のレバレッジ・エクスポージャーは1兆4,780億ユーロとなりました。

2014年9月30日現在の改正 CRR/CRD4 完全適用ベースのレバレッジ比率は、2014年6月30日現在から変わらず3.2%でした。

部門別業績

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2013年 第3四半期	増減 (2013年第3四半期比)	増減 (2014年第2四半期比)
純収益	3,147	3,532	2,900	247	(386)
信用リスク引当金繰入額	33	44	43	(9)	(11)
利息以外の費用	2,737	2,603	2,487	250	134
非支配持分	2	1	9	(7)	1
税引前利益	374	885	361	13	(510)
費用/収益比率	87%	74%	86%	1 ppt	13 ppt
税引後平均アクティブ資本利益率	3%	9%	6%	(3)ppt	(6)ppt

2014年第3四半期のCB&Sの純収益は、2013年第3四半期の29億ユーロから2億4,700万ユーロ、率にして9%増加し、31億ユーロを計上しました。純収益には、信用評価調整 (CVA) によるリスク・ウェイトド・アセットの軽減への取り組み、債務評価調整 (DVA) および調達評価調整 (FVA) に係る評価調整や、IFRSに基づくCVAおよびFVAの計算の精緻化による合計1億7,300万ユーロの損失 (2013年第3四半期は、7,500万ユーロの損失) が含まれています。

債券およびその他商品のセールス/トレーディングの2014年第3四半期の純収益は、2013年第3四半期から1億8,600万ユーロ、率にして15%増加し、14億ユーロを計上しました。住宅ローン担保証券 (RMBS) の収益は、前年同四半期を大きく上回りました。外国為替もまた、市場環境の改善や、ボラティリティの上昇を反映した顧客取引の活発化により大幅な増収となりました。金利の収益は、主にFVAによる損失を要因として、前年同四半期から大幅に減少しました。フロー・クレ

ジットの収益は、顧客取引の低迷を受けて、前年同四半期を大きく下回りました。グローバル・リクイディティ・マネジメント、ディストレスト・プロダクツ、クレジット・ソリューションおよびエマージング・マーケットの収益は、前年同四半期とほぼ同水準でした。純収益には、3つの評価調整項目による合計1億4,500万ユーロの損失（リスク・ウェイトド・アセットの軽減への取り組みに関連したCVAによる3,800万ユーロの利益、IFRSに基づくCVAの計算の精緻化に係る5,800万ユーロの損失およびFVAによる1億2,600万ユーロの損失）が含まれています。2013年第3四半期には、リスク・ウェイトド・アセットの軽減への取り組みに関連したCVAによる8,800万ユーロの損失が発生していました。

2014年第3四半期の**株式セールス／トレーディング**の純収益は、2013年第3四半期から8,600万ユーロ、率にして13%増加し、7億2,900万ユーロを計上しました。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加を受けて前年同四半期を上回りました。株式トレーディングと株式デリバティブの収益は、いずれも前年同四半期とほぼ同水準でした。

2014年第3四半期の**オリジネーションとアドバイザリー**の純収益は、2013年第3四半期と同水準の6億9,100万ユーロを計上しました。株式オリジネーションの収益は、堅調なディール・フローを要因として、前年同四半期を大幅に上回りました。債券オリジネーションとアドバイザリーの収益は、いずれも前年同四半期と同水準でした。

CB&Sの信用リスク引当金繰入額は、2013年第3四半期の4,300万ユーロ（純額）に対し、2014年第3四半期は3,300万ユーロ（純額）となりました。これは、エマージング・マーケットおよび船舶ポートフォリオにおける引当金の減少を要因とするものです。

2014年第3四半期の**CB&Sの利息以外の費用**は、2013年第3四半期から2億5,000万ユーロ、率にして10%増加しました。この増加は、主に規制要件の遵守に係る固定報酬費用の上昇や弁護士費用の増加によるものですが、訴訟に対する引当金繰入額の減少により一部相殺されました。

CB&Sの税引前利益は、2013年第3四半期から1,300万ユーロ増加し、3億7,400万ユーロを計上しました。増収および訴訟に対する引当金繰入額の減少は、利息以外の費用の増加により相殺されました。

個人顧客および中堅企業（PBC）

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2013年 第3四半期	増減 (2013年第3四半期比)	増減 (2014年第2四半期比)
純収益	2,392	2,367	2,324	69	25
信用リスク引当金繰入額	150	145	171	(21)	5
利息以外の費用	1,886	1,819	1,805	81	67
非支配持分	0	0	0	0	0
税引前利益	356	403	347	10	(47)
費用／収益比率	79%	77%	78%	1 ppt	2 ppt
税引後平均アクティブ資本利益率	6%	7%	8%	(1)ppt	(1)ppt

2014年第3四半期の**PBCの純収益**は、2013年第3四半期から6,900万ユーロ、率にして3%増加し、24億ユーロを計上しました。クレジットの収益は、融資残高の増加および貸出マージンの改善による成長を反映し、2013年第3四半期から4,100万ユーロ、率にして5%増加しました。投資および保険商品からの収益は、新規資産の純増や取引量の増加を受けて、前年同四半期から4,000万ユーロ、率にして15%増加しました。預金商品の純収益は、2014年第3四半期は厳しい金利環境が続いたにもかかわらず、2013年第3四半期に対し安定した状態を維持しました。支払・クレジットカード・口座管理からの純収益は、決済手数料に関する規制要件の変更による影響を受けて、

2013年第3四半期から900万ユーロ、率にして3%減少しました。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、2013年第3四半期から300万ユーロ、率にして3%減少しました。

2014年第3四半期の **PBCの信用リスク引当金繰入額**は、2013年第3四半期から2,100万ユーロ、率にして13%減少しました。これはPBCの貸出金の信用の質の向上やドイツにおける良好な経済環境を反映しています。

2014年第3四半期の **PBCの利息以外の費用**は、2013年第3四半期から8,100万ユーロ、率にして4%増加し、19億ユーロとなりました。この費用の増加は、前述の決済手数料に関する規制要件の2014年における変更や、主に規制要件の強化に伴う管理費用の増加を主な要因とするものです。また、当行のオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した実施コストも増加しました。しかしながら、PBCは引き続き、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの一環としての効率性向上に向けた施策による節減効果により、これらの費用を相殺することができました。

2014年第3四半期の **PBCの税引前利益**は、2013年第3四半期から3%増加し、3億5,600万ユーロを計上しました。

PBCの**運用資産**は、2014年6月30日現在から30億ユーロ増加しました。主に預金および証券における資金流入によりますが、時価の減少により一部相殺されました。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2013年 第3四半期	増減 (2013年第3四半期比)	増減 (2014年第2四半期比)
純収益	1,039	1,035	1,023	15	4
信用リスク引当金繰入額	43	47	58	(15)	(4)
利息以外の費用	657	759	586	71	(102)
税引前利益	338	228	380	(41)	110
費用/収益比率	63%	73%	57%	6 ppt	(10)ppt
税引後平均アクティブ資本利益率	14%	10%	21%	(7)ppt	4 ppt

2014年第3四半期の **GTBの純収益**は、2013年第3四半期から1,500万ユーロ、率にして2%増加しました。貿易金融は、欧州およびアジア太平洋地域における取引高の増加およびマージンの安定化により増収となり、法人信託サービスは、堅調な取引高の増加により増収となりました。キャッシュ・マネジメントは、継続している低金利環境の影響を受けたにもかかわらず、その影響を上回る事業活動の拡大により収益を上げました。

2014年第3四半期の **GTBの信用リスク引当金繰入額**は、2013年第3四半期から1,500万ユーロ減少し、4,300万ユーロとなりました。

2014年第3四半期の **GTBの利息以外の費用**は、2013年第3四半期から7,100万ユーロ、率にして12%増となりました。この増加は、主に規制要件の遵守に係る費用および収益関連費用の増加によるものです。その他、事業成長を支援するための投資によりコストは増加しました。2014年第3四半期の利息以外の費用には、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した実施コストが含まれており、かかる実施コストは、2013年第3四半期の1,800万ユーロに対し2,300万ユーロでした。

2014 年第 3 四半期の **GTB の税引前利益**は、極めて厳しい市場環境での小幅な増収が利息以外の費用の増加により相殺される形となり、2013 年第 3 四半期から 4,100 万ユーロ、率にして 11%の減少となりました。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014 年 第 3 四半期	2014 年 第 2 四半期	2013 年 第 3 四半期	増減 (2013 年第 3 四半期比)	増減 (2014 年第 2 四半期比)
純収益	1,267	1,134	1,265	1	133
信用リスク引当金繰入額(戻入額)	1	(6)	1	0	7
利息以外の費用	977	936	982	(5)	41
非支配持分	0	0	0	1	1
税引前利益	288	204	283	6	84
費用/収益比率	77%	83%	78%	0 ppt	(5)ppt
税引後平均アクティブ資本利益率	11%	8%	14%	(2)ppt	3 ppt

2014 年第 3 四半期の **Deutsche AWM の純収益**は、2013 年第 3 四半期とほぼ同水準の 13 億ユーロとなりました。マネジメント・フィーおよびその他経常収益は、2014 年第 3 四半期における資金流入や相場水準の上昇および外国為替レートの影響による平均運用資産の増大を反映して、前年同四半期から 2,500 万ユーロ、率にして 4%増加しました。運用報酬および取引手数料ならびにその他の一時的な収益は、仕組み商品の取引の増加および個人顧客向けの外国為替商品の収益の増加を受けて、前年同四半期から 2,100 万ユーロ、率にして 9%増加しました。純利息収益は、2014 年第 3 四半期における貸出残高の増加および貸出マージンの回復を受けて 1,200 万ユーロ、率にして 9%増加しました。その他商品からの収益は、2013 年第 3 四半期から 5,000 万ユーロ、率にして 61%増加しました。これは主に公正価値変動に伴う純収益によるものでした。アビーライフの保険加入者のポジションは、時価評価の変動により、2013 年第 3 四半期から 1 億 600 万ユーロ減少しました。

Deutsche AWM の信用リスク引当金繰入額は、2013 年第 3 四半期とほぼ同様に、非常に低い水準を保ちました。

2014 年第 3 四半期の **Deutsche AWM の利息以外の費用**は、2013 年第 3 四半期から 500 万ユーロ、率にして 1%減少し、9 億 7,700 万ユーロとなりました。この減少は、保険金加入者からの保険金請求が減少したことによるものでしたが、前年同四半期には訴訟損失引当金の戻入れがあったことや、主に規制報告要件が強化されたことによる報酬関連費用の増加、およびオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関する実施コストが増加したことにより一部相殺されました。

2014 年第 3 四半期の **Deutsche AWM の税引前利益**は、2013 年第 3 四半期から 600 万ユーロ、率にして 2%増加して、2 億 8,800 万ユーロとなりました。

2014 年 9 月 30 日現在の**運用資産**は、2014 年 6 月 30 日から 510 億ユーロ増加して 1 兆 60 億ユーロとなりました。この増加は主に、外国為替レートの変動に伴う 310 億ユーロの増加、170 億ユーロの資金流入および 50 億ユーロの相場上昇分によるものでした。170 億ユーロの純資金流入はすべての商品にわたっており、個人向けと機関投資家向けビジネスの両方から堅調に資金が流入しました。

非中核事業部門 (NCOU)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2013年 第3四半期	増減 (2013年第3四半期比)	増減 (2014年第2四半期比)
純収益	20	(44)	402	(382)	63
信用リスク引当金繰入額	42	19	239	(197)	23
利息以外の費用	1,026	517	1,361	(335)	509
非支配持分	0	0	1	0	0
税引前利益(損失)	(1,049)	(580)	(1,199)	151	(468)

2014年第3四半期の **NCOUの純収益**は、2013年第3四半期から3億8,200万ユーロ、率にして95%減少し、2,000万ユーロとなりました。2013年第3四半期と比べ資産が大幅に削減されたことや、評価調整および時価評価により正味の影響を受けたことに伴い、ポートフォリオの収益も減少しました。

2014年第3四半期の **NCOUの信用リスク引当金繰入額**は、2013年第3四半期から1億9,700万ユーロ減少しました。これは、主に欧州の商業用不動産部門のエクスポージャーにおいて、IAS第39号に基づき区分変更された資産についての引当てが減少したことによるものです。

2014年第3四半期の **NCOUの利息以外の費用**は、2013年第3四半期から3億3,500万ユーロ、率にして25%の減少となりました。これは、主に訴訟関連費用の減少によるものですが、加えて、BHFバンクの売却により直接コストが5,100万ユーロ、率にして14%減少したことも要因となりました。

2014年第3四半期の **NCOUの税引前損失**は、2013年第3四半期から1億5,100万ユーロ改善して、10億4,900万ユーロとなりましたが、これは主に前述の変動および影響によるものでした。

連結および調整 (C&A)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第3四半期	2014年 第2四半期	2013年 第3四半期	増減 (2013年第3四半期比)	増減 (2014年第2四半期比)
純収益	0	(164)	(168)	168	164
信用リスク引当金繰入額	0	0	0	0	(1)
利息以外の費用	46	59	(6)	51	(13)
非支配持分	(3)	(1)	(10)	7	(2)
税引前利益(損失)	(43)	(223)	(153)	110	180

2014年第3四半期の **C&Aの税引前損失**は、2013年第3四半期の税引前損失が1億5,300万ユーロであったのに対し、4,300万ユーロとなりました。これは主に、マネジメントレポートとIFRS（国際財務報告基準）で適用する会計処理方法が異なることから発生する評価および期間差異により、前年同四半期には5,900万ユーロのマイナスの影響があったのに対して2014年第3四半期には400万ユーロのプラスの影響があったこと、ならびに2014年第3四半期において財務（トレジャリー）とCB&Sの間の無担保の内部デリバティブ取引について調達評価調整（FVA）により3,600万ユーロのプラスの影響があったことによるものです。

添付資料：

本資料は 2014 年第 3 四半期の補足財務データの抜粋です。

2014 年第 3 四半期の補足財務データは<http://www.deutsche-bank.com/ir/financial-supplements>より入手可能です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.deutsche-bank.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRS に準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRS に基づき報告された数字と直接比較可能な数字への調整については、同じく www.deutsche-bank.com/ir から入手可能な 2014 年第 3 四半期決算補足財務データをご参照ください。

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位:百万ユーロ	2014年9月30日に 終了した3ヵ月	2013年9月30日に 終了した3ヵ月	2014年9月30日に 終了した9ヵ月	2013年9月30日に 終了した9ヵ月
利息および類似収益	5,909	6,548	18,517	19,797
利息費用	2,496	2,911	8,063	8,859
純利息収益	3,413	3,637	10,454	10,939
信用リスク引当金繰入額	269	512	765	1,340
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	3,144	3,125	9,689	9,599
手数料およびフィー収益	3,132	3,133	9,240	9,234
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得	830	307	3,700	4,238
売却可能金融資産に係る純利得	82	103	179	237
持分法適用投資に係る純利益	166	132	493	273
その他の収益	241	432	51	429
利息以外の収益合計	4,451	4,108	13,663	14,412
給与手当	3,190	2,905	9,530	9,657
一般管理費	4,049	4,109	10,624	10,488
保険業務に係る費用	77	171	209	356
無形資産の減損	0	0	0	0
再構築費用	13	30	125	287
利息以外の費用合計	7,328	7,215	20,488	20,787
税引前利益	266	18	2,864	3,224
法人所得税費用（ベネフィット）	358	(33)	1,614	1,178
純利益(損失)	(92)	51	1,250	2,047
非支配持分に帰属する純利益	3	10	24	20
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）	(94)	41	1,225	2,026

資料

ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

資産		
単位：百万ユーロ	2014年9月30日現在	2013年12月31日現在
現金および銀行預け金	20,866	17,155
利付銀行預け金	79,201	77,984
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	25,910	27,363
借入有価証券	28,092	20,870
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	196,360	210,070
デリバティブ金融商品のプラスの時価	555,767	504,590
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	142,914	184,597
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	895,041	899,257
売却可能金融資産	59,394	48,326
持分法適用投資	3,906	3,581
貸出金	395,842	376,582
土地建物および設備	2,858	4,420
のれんおよびその他の無形資産	14,672	13,932
その他の資産	175,013	112,539
法人所得税資産	8,394	9,393
資産合計	1,709,189	1,611,400

資料

ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

負債および資本		
単位: 百万ユーロ	2014年9月30日現在	2013年12月31日現在
預金	543,153	527,750
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	9,924	13,381
貸付有価証券	2,685	2,304
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	48,102	55,804
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	539,461	483,428
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	58,844	90,104
投資契約負債	8,476	8,067
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	654,883	637,404
その他の短期借入金	50,471	59,767
その他の負債	211,901	163,595
引当金	6,383	4,524
法人所得税負債	2,957	2,701
長期債務	146,166	133,082
信託優先証券	10,559	11,926
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,639,083	1,556,434
普通株式、無額面、名目価値 2.56 ユーロ	3,531	2,610
資本剰余金	33,370	26,204
利益剰余金	28,930	28,376
自己普通株式、取得原価	(17)	(13)
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後 ⁽¹⁾	539	(2,457)
株主持分合計	66,352	54,719
その他の資本構成要素 ⁽²⁾	3,468	0
非支配持分	286	247
資本合計	70,106	54,966
負債および資本合計	1,709,189	1,611,400

(1) 確定拠出年金に関連した数理計算上の差異を除く（税引後）。

(2) その他 Tier 1 証券（ドイツ銀行発行の無担保劣後債券、IFRS に従い資本に分類される）を含む。

資料

ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2014年 第3四半期	2013年 第3四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（四半期末） ⁽¹⁾	€ 27.78	€ 32.37	(14)%
ドイツ銀行株式 高値 ⁽¹⁾	€ 28.30	€ 34.89	(19)%
ドイツ銀行株式 安値 ⁽¹⁾	€ 24.17	€ 29.03	(17)%
基本的1株当たり利益 ⁽²⁾	€ (0.07)	€ 0.04	N/M
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾	€ (0.07)	€ 0.04	N/M
平均流通普通株式数（基本的、百万株） ⁽²⁾	1,382	1,076	28 %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株） ⁽²⁾	1,382	1,102	25 %
税引前平均株主持分合計利益率 ⁽³⁾	1.6%	0.1%	1.6 ppt
税引前平均アクティブ資本利益率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	1.6%	0.1%	1.6 ppt
平均株主持分合計利益率（税引後） ⁽³⁾	(0.6)%	0.3%	(0.9) ppt
平均アクティブ資本利益率（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾	(0.6)%	0.3%	(0.9) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽³⁾	€ 47.98	€ 52.35	(8)%
基本的流通株式1株当たり有形純資産 ⁽³⁾	€ 37.37	€ 39.28	(5)%
費用/収益比率 ⁽³⁾	93.2%	93.2%	0.0 ppt
報酬比率 ⁽³⁾	40.6%	37.5%	3.1 ppt
非報酬比率 ⁽³⁾	52.6%	55.6%	(3.0) ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	7,864	7,745	2%
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	269	512	(47)%
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	7,328	7,215	2%
税引前利益 単位：百万ユーロ	266	18	N/M
純利益（損失） 単位：百万ユーロ	(92)	51	N/M
資産合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	1,709	1,788	(4)%
株主持分合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	66.4	56.5	18 %
リスク・ウェイトド・アセット ⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 単位：十億ユーロ	402	310	N/M
普通株式等 Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	11.5%	13.0%	N/M
Tier 1 自己資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	12.3%	17.0%	N/M
拠点数 ⁽⁵⁾	2,833	2,897	(2)%
内、ドイツ国内の拠点数	1,863	1,926	(3)%
従業員数（常勤相当） ⁽⁵⁾	97,762	98,662	(1)%
内、ドイツ国内の従業員数	45,614	47,194	(3)%
長期格付 ⁽⁵⁾			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	A3	A2	
スタンダード・アンド・プアーズ	A	A	
フィッチ・レーティングス	A+	A+	

- (1) 株価情報の出所：ブルームバーグ（XETRAに基づく。高値および安値は日中取引最高値/最安値）。2014年に実施の増資を反映するため、権利付株式最終取引日である2014年6月5日以前の株価については修正係数0.9538を乗じて遡及的に調整。
- (2) 想定される転換による分子への影響を含む。
- (3) 定義については、「Financial Data Supplement 3Q 2014（英文のみ）」の19、20頁を参照のこと。
- (4) 平均アクティブ資本の調整については、「Financial Data Supplement 3Q 2014（英文のみ）」の18頁を参照のこと。
- (5) 四半期末時点
- (6) リスク・ウェイトド・アセットならびに自己資本比率は、バーゼル2.5（2013年12月31日まで）および CRR/CRD4 完全適用ベース（2014年1月1日以降）に基づく。

* 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映しておりません。

2014年11月17日

ドイツ銀行、その他 Tier 1 資本の追加発行に着手

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、「その他 Tier 1 (Additional Tier 1) 資本」に算入可能な証券の発行を計画している旨を発表しました。当該証券は米ドル建てで、ベンチマーク債相当の発行額となる予定です。また、米国の証券法に基づく登録が行われ、米国、アジア、欧州での販売が可能となります。

当行は、2015 年末までに CRD4 対応のその他 Tier 1 資本を総額で約 50 億ユーロ調達する計画ですが、本日発表した発行案件は、2014 年 5 月の 35 億ユーロ相当のその他 Tier 1 証券（以下「AT1 証券」）発行に続き、その目標額の達成に向けた第二段階となるものです。

今回の AT1 証券は、当行の普通株式等 Tier 1 資本比率（段階的導入ベース）が 5.125% の水準を下回った場合に元本削減が行われる条項を有し、適用ある自己資本規制に従い、その他の損失吸収条項が付される予定です。AT1 証券の券面額は 20 万米ドルです。当該 AT1 証券の募集においては、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務めます。

以上

重要事項

将来の事象に関する記述にはリスクが含まれます。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想が含まれます。本リリースに含まれる当行の意図、考え、予想または予測（およびそれらの基礎となる前提）は将来の事象に関する記述です。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが事業収益の相当部分を上げているその他の地域における金融市場の動向、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するその他のリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の11頁から29頁に「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本書面は、本年 11 月 17 日にドイツ銀行 AG(本店: 独フランクフルト・アム・マイン)が発行したリリース(英文)の日本語訳です。当該リリース(日本語訳)は、情報提供を目的としたもので、ドイツ銀行 AG 証券に対する投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2014年11月19日

ドイツ銀行、その他 Tier 1 証券を発行

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）は本日、15 億米ドル（12 億ユーロ相当）のその他 Tier 1（Additional Tier 1）証券（以下「AT1 証券」）を永久債の形で発行しました。

当該 AT1 証券は、2025 年 4 月 30 日に設定された初回のコール日まで年 7.50%（年 1 回払い）の固定利率によるクーポンが付されています。発行体により初回のコールオプションが行使されない場合、以後は 5 年毎に新たに設定される「米ドル 5 年スワップレート＋年 5.003%（年 1 回払い）」の変動利率が適用されます。当該 AT1 証券は米証券取引委員会（SEC）への登録が行われています。

上記の AT1 証券（ISIN : US251525AN16）はルクセンブルク証券取引所に上場され、ユーロ MTF 市場で取引される予定です。

当該証券は、当行の普通株式等 Tier 1 資本比率（段階的導入ベース）が 5.125%の水準を下回った場合に元本削減が行われる条項を有し、適用ある自己資本規制に従い、その他の損失吸収条項が付されています。各証券の券面額は 20 万米ドルです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務めました。

本件について、ドイツ銀行チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）のステファン・クラウスは、「旺盛な需要を背景に、当行にとって非常に魅力的なプライシングによる発行を行うことができました。世界中の投資家の皆さまに強い関心を示していただき、心より感謝いたします」と述べています。

以上

重要事項

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本書面は、本年 11 月 19 日にドイツ銀行 AG(本店: 独フランクフルト・アム・マイン)が発行したリリース(英文)の日本語訳です。当該リリース(日本語訳)は、情報提供を目的としたもので、ドイツ銀行 AG 証券に対する投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ドイツ銀行、2014年第4四半期に4億4,100万ユーロの純利益を計上

グループ業績

2014年第4四半期業績

- 税引前利益 (IBIT) は、2億5,300万ユーロ
- 非中核事業部門 (NCOU) を除いた中核事業部門の税引前利益は前年同四半期から14億ユーロ増加し、9億4,300万ユーロ
- 純収益は、主にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の増収を反映して、前年同四半期比19%増の78億ユーロ
- 利息以外の費用は前年同四半期から5%減少し、72億ユーロ
- 調整済コストは前年同四半期から7%増加し、60億ユーロ
- 純利益は4億4,100万ユーロ、2014年第4四半期の税引後平均アクティブ資本利益率 (RoE) はグループ全体で2.6%

2014年通年業績

- 税引前利益 (IBIT) は、2013年通年の2倍を超える31億ユーロ
- 中核事業部門の税引前利益は、2013年から11億ユーロ増加し、60億ユーロ
- 純収益は、2013年とほぼ同水準の320億ユーロ
- 利息以外の費用は、2013年から2%減少し、277億ユーロ
- 調整済コストは2013年から3%増加し、238億ユーロ
- 純利益は17億ユーロ、2014年の税引後平均アクティブ資本利益率 (RoE) はグループ全体で2.7%

自己資本強化およびレバレッジ低減努力に関する事項

- 2014年第4四半期末現在の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率 (所要自己資本規制 (CRR) / 所要自己資本指令第4次改正 (CRD4) 完全適用ベース) は11.7%
- CET1 資本比率 (段階的導入ベース) は15.2%
- リスク・ウェイトド・アセット (RWA) (CRR/CRD4 完全適用ベース) は2014年第3四半期から2%減少し、3,940億ユーロ
- CRD4 完全適用ベースのレバレッジ比率は、810億ユーロのエクスポージャー削減の影響により、3.5% (改正 CRD4 適用ベース)
- 1株当たり有形純資産は2014年第3四半期から3.1%増加し、38.53ユーロ

部門別業績

2014年第4四半期業績

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) : 2014年第4四半期の税引前利益は、堅調な収益および訴訟費用や実施コストの減少を反映して、前年同四半期から3億8,400万ユーロ増加し、5億1,600万ユーロ
- 個人顧客および中堅企業 (PBC) : 2014年第4四半期の税引前利益は、3億3,000万ユーロの貸出手数料の返還に係る一時的費用が、安定した収益や信用リスク引当金繰入額の減少を上回り、前年同四半期から1億6,300万ユーロ減少し、5,500万ユーロ。
- グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) : 増収、信用リスク引当金繰入額の減少および前年同四半期には特定事項があったことにより、税引前利益は前年同四半期から1億7,900万ユーロ増加し、2億6,500万ユーロ
- ドイツェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM) : 2014年第4四半期の税引前利益は、8,300万ユーロのスカダーの無形資産の一部評価増により、前年同四半期から1億6,500万ユーロ増加し、3億6,500万ユーロ。4四半期連続して流入が続いている新規資金の純額は100億ユーロ
- 非中核事業部門 (NCOU) : 前年同四半期の12億7,200万ユーロの税引前損失に対し、増収、信用リスク引当金繰入額の減少および利息以外の費用の減少を反映して、6億9,000万ユーロの税引前損失を計上

ドイツ銀行 (銘柄コード XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB) は本日、2014年第4四半期ならびに通年の業績を発表しました。2014年第4四半期のグループ全体の純収益は前年同四半期比19%増の78億ユーロとなり、利息以外の費用は5%減の72億ユーロとなりました。税引前損益は、前年同四半期の17億6,800万ユーロの税引前損失に対し、2014年第4四半期は2億5,300万ユーロの税引前利益となりました。これは、中核事業部門の着実な収益改善および訴訟費用の減少を反映したものです。

共同 CEO のユルゲン・フィッチェンおよびアンシュー・ジェインは、次のように述べています。「2014年通年で見ると、当行の税引前利益は前年の15億ユーロから31億ユーロに増加し、純利益は6億8,100万ユーロから17億ユーロに増加しました。また初めて、当行の4つの中核事業部門それぞれが10億ユーロを超える税引前利益を達成しました。」

さらに、次のように述べています。「当行は、2013年第4四半期の18億ユーロの税引前損失に対し、2014年第4四半期は2億5,300万ユーロの税引前利益を計上し、前年同四半期の14億ユーロの純損失に対して2014年第4四半期は4億4,100万ユーロの純利益を計上しました。また、2014年第4四半期の純収益は、前年同四半期の66億ユーロから19%増加し、78億ユーロとなりました。これは主に、2014年を通じて債券ビジネスやコーポレート・ファイナンスの市場シェアをさらに拡大したコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズにおける増収を反映したものです。さらに、2014年第4四半期には、ドイツェ・アセット&ウェルス・マネジメントの運用資産残高が1兆ユーロを上回りました。」

そして次のように結んでいます。「当行は、2014年第4四半期および2014年通年のこうした業績により自信を得ておりますが、今後も引き続きさらなるコスト管理、強固な資本基盤の維持、そして株主の皆様への還元の増大に取り組んで参ります。また、2015年第2四半期には、当行の戦略の次の段階について、市場や株主の皆様に向けてお知らせを行う所存です。」

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年 2014年通年	2013年 2013年通年
純収益	7,834	7,864	6,564	31,950	31,915
信用リスク引当金繰入額	369	269	725	1,134	2,065
利息以外の費用	7,213	7,328	7,607	27,700	28,394
このうち: 実施コスト	363	253	509	1,301	1,331
税引前利益(損失)	253	266	(1,768)	3,116	1,456
純利益(損失)	441	(92)	(1,365)	1,691	681
費用/収益比率	92%	93%	116%	87%	89%
税引後平均アクティブ資本利益率	2.6%	(0.6)%	(9.8)%	2.7%	1.2%

調整済コスト

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年 2014年通年	2013年 2013年通年
利息以外の費用	7,213	7,328	7,607	27,700	28,394
調整済コスト	6,010	6,043	5,604	23,768	23,147
以下を除く:					
実施コスト	363	253	509	1,301	1,331
訴訟費用	207	894	1,111	1,571	3,036
保険業務に係る費用	80	77	104	289	460
その他退職費用	35	40	2	118	69
その他 ¹	517	23	277	654	350
費用/収益比率(調整後) ²	77%	77%	85%	74%	73%
報酬比率	38%	41%	41%	39%	39%

注記: 数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではありません。

1) 一定の小規模な一時的支払および減損を含む。2013年第4四半期はのれんおよび無形資産の79百万ユーロの減損ならびに過去の内部費用配分の修正による相当額の影響を含む。2014年第3四半期および2014年第4四半期は貸出手数料に係る費用(2014年第3四半期:38百万ユーロ、2014年第4四半期:330百万ユーロ)を含む。2014年第4四半期はのれんおよび無形資産の83百万ユーロの評価増およびNCOUにおけるマヘルの約200百万ユーロの減損を含む。

2) 収益(報告値)で除した調整済コスト

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期のグループ全体の純収益は、2013年第4四半期の66億ユーロから13億ユーロ、率にして19%増加し、78億ユーロとなりました。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の収益は、2013年第4四半期から4億8,800万ユーロ、率にして20%増加し、30億ユーロとなりました。これは主に、債券および株式のセールス/トレーディングの業績が、2014年第4四半期首のボラティリティの上昇を一つの要因としてともに好転したことにより、セールス/トレーディングの収益が3億1,800万ユーロ、率にして20%増加したことに起因するものです。

個人顧客および中堅企業 (PBC) の2014年第4四半期の収益は、継続的なマージン低下傾向による預金収益の減少が投資商品や保険商品における堅調な収益を相殺したことにより、2013年第4四半期とほぼ同水準の24億ユーロとなりました。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の収益は、アジアや米州における好調な取引高および堅調な経済環境が厳しい金利環境の影響を相殺したことにより、前年同四半期から6,800万ユーロ、率にして7%増加し、10億ユーロとなりました。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM) の収益は、2013 年第 4 四半期から 5,700 万ユーロ、率にして 5%増加し、12 億ユーロとなりました。この増収は主に、好調なオルタナティブ・ビジネスと、すべての地域における「ウェルス・マネジメント」のビジネスの堅調な業績に起因しています。

非中核事業部門 (NCOU) の 2014 年第 4 四半期の収益は、リスク低減に伴う利益の恩恵を受けて、2013 年第 4 四半期から 3 億 1,800 万ユーロ増加し、1 億 6,100 万ユーロとなりました。

グループ全体の信用リスク引当金繰入額は、2013 年第 4 四半期から 3 億 5,600 万ユーロ、率にして 49%減少し、2014 年第 4 四半期は 3 億 6,900 万ユーロとなりました。非中核事業部門 (NCOU) における引当金繰入額の減少は、十分な引当金計上と大幅なリスク低減を反映しており、他方、中核事業部門では、戻入れや取戻しの増加および 2013 年に発生した一顧客に関する信用事由が発生しなかったことによる恩恵を受けました。

グループ全体の利息以外の費用は、2013 年第 4 四半期から 3 億 9,400 万ユーロ、率にして 5%減少し、2014 年第 4 四半期は 72 億ユーロとなりました。報酬費用は、2013 年第 4 四半期から 3 億 1,000 万ユーロ、率にして 12%増加し、30 億ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM) および管理部門での戦略的採用が挙げられます。一般管理費は、2013 年第 4 四半期から 6 億 800 万ユーロ、率にして 13%減少して、40 億ユーロとなりました。2014 年第 4 四半期におけるコスト減少は、訴訟関連費用が 2013 年第 4 四半期から約 10 億ユーロ減少したことが要因ですが、複数の主要な訴訟事案がまだ終結しておらず、主に期間差異によるものです。調整済コストは、規制対応費用の増加および当行のビジネスへの継続的投資により、7%増の 60 億ユーロとなりました。2014 年第 4 四半期において利息以外の費用を抑える要因としては、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの実施および BHF バンク売却による費用減少がありました。

グループ全体の税引前損益は、2013 年第 4 四半期の 18 億ユーロの税引前損失に対し、2014 年第 4 四半期は、増収、信用リスク引当金繰入額の減少および利息以外の費用の減少により、2 億 5,300 万ユーロの税引前利益を計上しました。

グループ全体の純損益は、2013 年第 4 四半期の 14 億ユーロの純損失に対し、2014 年第 4 四半期は 4 億 4,100 万ユーロの純利益を計上しました。当行は、2014 年第 4 四半期に、1 億 8,900 万ユーロの法人所得税に係るベネフィットを計上しましたが、これは主に、繰延税金の認識・測定の変更によるものです。

2014 年通年業績

2014 年通年の**グループ全体の純収益**は、2013 年とほぼ同水準の 320 億ユーロとなりました。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) の収益は、2013 年から 2 億 1,600 万ユーロ、率にして 2%増加し、137 億ユーロとなりました。この主な要因は、株式のセールス／トレーディングおよびオリジネーションとアドバイザーにおける増収でしたが、債券のセールス／トレーディングにおける収益も安定的に推移しました。

個人顧客および中堅企業 (PBC) の 2014 年通年の収益は、2013 年から 8,900 万ユーロ、率にして 1%増加し、96 億ユーロとなりました。プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング (ドイツ) の投資商品や保険商品における増収は、低金利環境によるマージン低下傾向を反映した預金収益の減少により一部相殺されました。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB) の収益は、厳しい低金利環境にもかかわらず、2013年から7,700万ユーロ、率にして2%増加し、41億ユーロとなりました。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM) の収益は、アビーライフの影響を除くと44億ユーロとなり、2013年から1億7,800万ユーロ増加しました。これは、好調なオルタナティブ・ビジネスと、すべての地域における「ウェルス・マネジメント」のビジネスの堅調な業績を反映したものです。

非中核事業部門 (NCOU) の2014年通年の収益は、同年中の資産売却の結果、2013年から7億5,300万ユーロ減少し、2億1,100万ユーロとなりました。

グループ全体の信用リスク引当金繰入額は、2013年から9億3,100万ユーロ、率にして45%減少し、2014年は11億ユーロとなりました。この減少は、非中核事業部門 (NCOU) における継続的なリスク低減への取組みに加え、中核事業部門におけるポートフォリオの質の向上および戻入れや取戻しの増加によるものです。

グループ全体の利息以外の費用は、2013年から6億9,300万ユーロ、率にして2%減少し、2014年は277億ユーロとなりました。報酬費用は、2013年から1億8,300万ユーロ、率にして1%増加し、125億ユーロとなりました。この増加の要因としては、主にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S) における規制要件の遵守に係る固定報酬費用の増加ならびにビジネス部門および管理部門での戦略的採用が挙げられます。一般管理費は、訴訟費用が15億ユーロ減少したことにより、2013年から4億7,200万ユーロ、率にして3%減少して、147億ユーロとなりました。規制要件や事業への投資に起因する費用増により、調整済コストは3%増加して238億ユーロとなりましたが、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムおよび非中核事業部門 (NCOU) における資産売却による費用減少により一部相殺されました。

2014年通年の**グループ全体の税引前利益**は、信用リスク引当金繰入額の大幅な減少および訴訟費用の減少により、2013年通年の2倍を超える31億ユーロとなりました。

グループ全体の純利益は、2013年通年の6億8,100万ユーロに対し、2014年通年では17億ユーロを計上しました。法人所得税費用は、2013年の7億7,500万ユーロに対し、2014年は14億ユーロでした。実効税率は、主に税控除の対象外の訴訟費用および過去の期間の法人所得税の影響を受け、46%となりましたが、繰延税金の認識・測定の変更により一部相殺されました。2013年の実効税率は53%でした。

自己資本、資金調達および流動性

ドイツ銀行グループ

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2014年12月31日	2014年9月30日	2013年12月31日
普通株式等 Tier1 資本比率 ¹	11.7%	11.5%	9.7%
リスク・ウェイトド・アセット ¹	394	402	350
流動性準備金	184	188	196
資産合計 (IFRS)	1,718	1,709	1,611
CRD4 レバレッジ・エクスポージャー ²	1,445	1,526	1,445
レバレッジ比率 ³	3.5%	3.2%	2.4%

1) CRR/CRD4 完全適用ベース (2013年については想定値)に基づく。

2) 改正 CRR/CRD4 (2013年の想定値については改正前 CRR/CRD4)に基づく。

3) CRR/CRD4 完全適用ベース Tier1 資本および改正 CRR/CRD4 (2013年の想定値については改正前 CRR/CRD4)によるレバレッジ・エクスポージャーに基づく。

当行の2014年12月31日現在の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率 (CRR/CRD4 完全適用ベース)は、2014年9月30日現在から20 ベーシスポイント上昇して11.7%でした。2014年12月31日現在の普通株式等 Tier 1 資本 (CRR/CRD4 完全適用ベース) は、2014年第3四半期末から7,000万ユーロ増加して461億ユーロでした。リスク・ウェイトド・アセット (RWA) (CRR/CRD4 完全適用ベース) は、80億ユーロ減少し、2014年第4四半期末現在では3,940億ユーロとなりました。

資本市場での発行額：当行は、2014年第4四半期に資本市場においてさらに80億ユーロの発行を行い、2014年通年の累計発行額は440億ユーロとなりました。関連する変動指標 (Libor 等) に対する平均スプレッドは、2014年通年で45 ベーシスポイントであり、満期までの平均年限は4.8年となっています。

2014年12月31日現在の流動性準備金は1,840億ユーロとなり、そのうちの35%が主に中央銀行に預けられている現金および現金同等物です。

2014年12月31日現在の資産合計は、2014年9月30日現在から90億ユーロ、率にして1%増加し、1兆7,180億ユーロとなりました。

2014年12月31日現在の改正 CRR/CRD4 適用ベースのレバレッジ・エクスポージャーは、外国為替の影響による230億ユーロの増加があったにもかかわらず、2014年9月30日現在から810億ユーロ減少して1兆4,450億ユーロとなりました。

2014年12月31日現在の改正 CRR/CRD4 完全適用ベースのレバレッジ比率は、2014年9月30日現在から上昇して3.5%でした。

部門別業績

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年通年	2013年通年
純収益	2,988	3,147	2,500	13,742	13,526
信用リスク引当金繰入額	9	33	70	103	189
利息以外の費用	2,461	2,737	2,303	10,348	10,162
このうち: 実施コスト	84	69	117	425	313
税引前利益	516	374	132	3,266	3,158
費用/収益比率	82%	87%	92%	75%	75%
税引後平均アクティブ資本利益率	6%	3%	(5)%	9%	9%

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期のCB&Sの純収益は、2013年第4四半期の25億ユーロから4億8,800万ユーロ、率にして20%増加し、30億ユーロを計上しました。純収益には、信用評価調整 (CVA) (リスク・ウェイトド・アセットの軽減への取り組みに関連する)、債務評価調整 (DVA) および調達評価調整 (FVA) を含む評価調整による合計1,900万ユーロの損失 (2013年第4四半期は、1億7,500万ユーロの損失) が含まれています。

債券およびその他商品のセールス/トレーディングの2014年第4四半期の純収益は、2013年第4四半期から1億3,000万ユーロ、率にして13%増加し、11億ユーロを計上しました。住宅ローン担保証券 (RMBS) の収益は、厳しい市場環境にあった2013年第4四半期を大きく上回りました。

外国為替は、顧客取引の活発化やボラティリティの上昇を反映して、2013年第4四半期から増収となりました。クレジット・ソリューションの収益は、北米やアジアでの好調な業績を受けて、前年同四半期から増加しました。金利の収益は、FVAの影響や欧州の業績低迷を要因として、前年同四半期から減少しました。フロー・クレジットおよびディストレスト・プロダクツの収益は、北米の低調な業績を受けて、2013年第4四半期を下回りました。グローバル・リクイディティ・マネジメントおよびエマージング・マーケットの収益は、前年同四半期とほぼ同水準でした。純収益には、2つの評価調整項目に係る合計3,000万ユーロの損失（リスク・ウェイトド・アセットの軽減への取り組みに関連したCVAによる1,700万ユーロの損失およびFVAによる1,300万ユーロの損失）が含まれています（2013年第4四半期は6,900万ユーロの損失）。

2014年第4四半期の**株式セールス／トレーディング**の純収益は、2013年第4四半期から1億8,700万ユーロ、率にして35%増加し、7億2,800万ユーロを計上しました。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加を受けて前年同四半期を上回りました。株式デリバティブの収益は、すべての地域、特にアジアにおける好調な業績を反映して、前年同四半期を大きく上回りました。株式トレーディングの収益は、前年同四半期とほぼ同水準でした。

2014年第4四半期の**オリジネーションとアドバイザー**の純収益は、2013年第4四半期と同水準の7億4,100万ユーロを計上しました。アドバイザーの収益は、市場取引や市場シェアの増加を受けて、前年同四半期を上回りました。債券オリジネーションの収益は、欧州での好調な業績により、増加しました。株式オリジネーションは、手数料プールの減少をひとつの要因として、減収となりました。

CB&Sの信用リスク引当金繰入額は、2013年第4四半期の7,000万ユーロに対し、2014年第4四半期は900万ユーロとなりました。これは、船舶ポートフォリオにおける引当金の減少を要因とするものです。

2014年第4四半期の**CB&Sの利息以外の費用**は、2013年第4四半期から1億5,800万ユーロ、率にして7%増加し、25億ユーロとなりました。この増加は、規制要件に係る費用、報酬の調整および外国為替レートの不利な推移によるもので、これによりオペレーショナル・エクセレンス・プログラムによる節減効果や訴訟費用の減少が相殺されました。

CB&Sの税引前利益は、2013年第4四半期から3億8,400万ユーロ増加し、5億1,600万ユーロを計上しました。この増加は、堅調な収益および訴訟費用や実施コストの減少を反映したものです。

個人顧客および中堅企業（PBC）

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年通年	2013年通年
純収益	2,404	2,392	2,393	9,639	9,550
信用リスク引当金繰入額	187	150	243	622	719
利息以外の費用	2,162	1,886	1,932	7,682	7,276
このうち: 実施コスト	211	98	252	511	552
税引前利益	55	356	218	1,335	1,555
費用／収益比率	90%	79%	81%	80%	76%
税引後平均アクティブ資本利益率	2%	6%	0%	6%	6%

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期の **PBCの純収益**は、低金利環境が継続するなか、2013年第4四半期とほぼ同水準の24億ユーロを計上しました。融資残高は、特にドイツの住宅ローンにおいて引き続き増加しましたが、クレジットの収益は、過去の貸出手数料を要因のひとつとして、2013年第4四半期から1,100万ユーロ、率にして1%減少しました。預金商品の純収益は、継続する低金利環境により、2013年第4四半期から2,200万ユーロ、率にして3%減少しました。投資商品や保険商品からの収益は、好調な資金流入や顧客取引高の増加を受けて、前年同四半期から1,500万ユーロ、率にして5%増加しました。支払・クレジットカード・口座管理からの収益は、規制の強化により決済およびカード手数料がさらに影響を受け、2013年第4四半期から1,400万ユーロ、率にして6%減少しました。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、2013年第4四半期から600万ユーロ、率にして5%減少しました。2014年第4四半期のその他の収益は、前年同四半期から4,900万ユーロ増加しましたが、その要因のひとつには、華夏銀行の持分投資における業績改善が挙げられます。

2014年第4四半期の **PBCの信用リスク引当金繰入額**は、2013年第4四半期から5,600万ユーロ、率にして23%減少しました。これはドイツにおける良好な経済環境や貸出金の信用の質の向上を反映しています。

2014年第4四半期の **PBCの利息以外の費用**は、2013年第4四半期から2億3,000万ユーロ、率にして12%増加し、22億ユーロとなりました。この費用の増加には、2014年10月下旬のドイツ連邦裁判所の決定に基づく3億3,000万ユーロの貸出手数料に係る費用が含まれます。2014年中に貸出手数料に係る費用への適切な引当金を計上しているため、2015年以降にさらなる影響が生じることは予想されません。これらの一時的支出を除くと、PBCは引き続き、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムの一環としての効率性向上に向けた施策による節減効果を実現することができました。

2014年第4四半期の **PBCの税引前利益**は、2013年第4四半期から75%減少し、5,500万ユーロとなりました。この減少は主に、前述のドイツにおける法務の実務の変更に伴う、貸出手数料関連の3億3,000万ユーロの費用によるものです。

PBCの **運用資産**は、2014年9月30日現在から20億ユーロ増加しました。これは主に純資金流入や時価の上昇を要因とするものです。

グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年通年	2013年通年
純収益	1,045	1,039	976	4,146	4,069
信用リスク引当金繰入額	42	43	86	156	315
利息以外の費用	738	657	805	2,791	2,648
このうち: 実施コスト	23	23	61	97	109
税引前利益	265	338	86	1,198	1,107
費用/収益比率	71%	63%	82%	67%	65%
税引後平均アクティブ資本利益率	12%	14%	(4)%	14%	13%

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期の GTBの純収益は、厳しい市場環境が続いたにもかかわらず、2013年第4四半期から6,900万ユーロ、率にして7%増加し、10億ユーロを計上しました。貿易金融は、特にアジアにおける堅調な取引高およびマージンの安定化により増収となり、法人信託サービスは、取引高の増加により増収となりました。キャッシュ・マネジメントの収益は、継続している低金利環境によるマイナスの影響を受けました。

2014年第4四半期の GTBの信用リスク引当金繰入額は、貿易金融において一顧客に発生した信用事由による影響を受けた2013年第4四半期から4,400万ユーロ減少し、4,200万ユーロとなりました。

2014年第4四半期の GTBの利息以外の費用は、2013年第4四半期から6,700万ユーロ、率にして8%減少し、7億3,800万ユーロとなりました。この減少は、主に2014年第4四半期におけるストラテジー2015 プラスの実施に関連した費用の減少、すなわちオペレーショナル・エクセレンス・プログラムに関連した投資および減損の減少によるものですが、収益関連費用の増加により一部相殺されました。

2014年第4四半期の GTBの税引前利益は、2013年第4四半期から1億7,900万ユーロ増加し、2億6,500万ユーロを計上しました。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年通年	2013年通年
純収益	1,242	1,267	1,185	4,710	4,735
信用リスク引当金繰入額(戻入額)	(0)	1	9	(7)	23
利息以外の費用	874	977	975	3,686	3,929
このうち: 実施コスト	31	65	73	234	318
税引前利益	365	288	200	1,027	782
費用/収益比率	70%	77%	82%	78%	83%
税引後平均アクティブ資本利益率	15%	11%	3%	11%	8%

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期の Deutsche AWMの純収益は、2013年第4四半期から5,700万ユーロ、率にして5%増加し、12億ユーロを計上しました。マネジメント・フィーおよびその他の経常的な収益は、資金流入や外国為替レートの影響による平均運用資産残高の増大を反映して、前年同四半期から7,100万ユーロ、率にして12%増加しました。運用報酬および取引手数料ならびにその他の一時的な収益は、「アセット・マネジメント」における運用報酬の減少や、個人顧客向けの資本市場および外国為替商品の取引の減少を受けて、前年同四半期から3,100万ユーロ、率にして12%減少しました。純利息収益は、貸出残高の増加および過去の期間の貸付金利の回復を受けて、前年同四半期から2,200万ユーロ、率にして15%増加しました。その他商品からの収益は、2013年第4四半期から2,400万ユーロ、率にして53%増加しましたが、これは主にオルタナティブの収益の増加によるものでした。アビーライフの保険加入者のポジションは、時価評価の変動により、2013年第4四半期から3,000万ユーロ、率にして27%減少しました。2014年は、いくつかのファンドの

報酬構造が変更されたことにより、収益が運用報酬からマネジメント・フィーに移行し、これにより経常的な収益が増加しました。

2014年第4四半期の **Deutsche AWM の利息以外の費用**は、2013年第4四半期から1億200万ユーロ、率にして10%減少し、8億7,400万ユーロとなりました。実施コスト、訴訟費用、保険加入者からの保険金請求およびスカダーに関する評価増を調整したベースでは、オペレーショナル・エクセレンス・プログラムによる節減が、戦略的採用およびCRD4や年金に関連した報酬費用への一時的影響によって相殺されたことにより、コストが増加しました。

2014年第4四半期の **Deutsche AWM の税引前利益**は、2013年第4四半期から1億6,500万ユーロ、率にして82%増加して、3億6,500万ユーロとなりました。

2014年12月31日現在の**運用資産**は、2014年9月30日から330億ユーロ増加して1兆390億ユーロとなりました。100億ユーロの純資金流入は、パッシブ、ウェルス・マネジメント、アクティブおよびオルタナティブの各ビジネスのすべてに、また広い顧客層および地域にわたっています。

非中核事業部門 (NCOU)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年 2014年通年	2013年 2013年通年
純収益	161	20	(157)	211	964
信用リスク引当金繰入額	131	42	319	259	818
利息以外の費用	722	1,026	799	2,804	3,550
税引前利益(損失)	(690)	(1,049)	(1,272)	(2,851)	(3,402)

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期の **NCOU の純収益**は、2013年第4四半期から3億1,800万ユーロ増加し、1億6,100万ユーロとなりました。これは、2013年第4四半期の収益には、BHFバンクの売却に関連した1億8,300万ユーロの損失や調達評価調整(FVA)が初めて適用されたことによる1億7,100万ユーロのマイナスの影響が含まれていたことによるものですが、2014年第4四半期のポートフォリオの収益の減少によりその影響は一部相殺されました。

2014年第4四半期の **NCOU の信用リスク引当金繰入額**は、2013年第4四半期から1億8,800万ユーロ減少し、1億3,100万ユーロとなりました。これは、欧州の商業用不動産部門のエクスポージャーに関連した引当てが減少したことによるものです。

2014年第4四半期の **NCOU の利息以外の費用**は、2013年第4四半期から7,700万ユーロ、率にして10%の減少となりました。これは、主に訴訟費用の減少やBHFバンクの売却によるものですが、マヘル・ターミナルズに関する1億9,400万ユーロの減損により相殺されました。

2014年第4四半期の **NCOU の税引前損失**は、2013年第4四半期から5億8,200万ユーロ改善して、6億9,000万ユーロとなりましたが、これは主に前述の変動および影響によるものでした。

連結および調整 (C&A)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2014年 第4四半期	2014年 第3四半期	2013年 第4四半期	2014年通年	2013年通年
純収益	(5)	0	(334)	(497)	(929)
信用リスク引当金繰入額	(0)	(0)	0	1	0
利息以外の費用	257	46	792	389	830
税引前利益(損失)	(258)	(43)	(1,131)	(859)	(1,744)

2014年第4四半期業績

2014年第4四半期のC&Aの税引前損失は、2013年第4四半期の税引前損失が11億ユーロであったのに対し、2億5,800万ユーロとなりました。損失額の減少は主に、訴訟費用の減少や調達評価調整(FVA)による損失の減少によるものですが、銀行税の増加により一部相殺されました。

本リリース記載の数字は暫定的かつ未監査です。2014年の年次報告書およびForm 20-Fは2015年3月24日に公表される予定です。

添付資料:

本資料は2014年第4四半期の補足財務データの抜粋です。

2014年第4四半期の補足財務データは<http://www.db.com/ir/financial-supplements>より入手可能です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任を負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会(SEC)への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2014年3月20日付年次報告書(Form 20-F)の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRSに基づき報告された数字と直接比較可能な数字への調整については、本リリースにおいて当該調整について記載されていない限り、www.db.com/ir から入手可能な2014年第4四半期決算補足財務データをご参照ください。

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位:百万ユーロ	2014年12月31日に 終了した3か月	2013年12月31日に 終了した3か月	2014年通年	2013年通年
純利息収益	3,818	3,895	14,272	14,834
信用リスク引当金繰入額	369	725	1,134	2,065
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	3,449	3,170	13,138	12,769
手数料およびフィー収益	3,169	3,074	12,409	12,308
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）	551	(421)	4,251	3,817
売却可能金融資産に係る純利得	63	157	242	394
持分法適用投資に係る純利益	126	95	619	369
その他の収益（損失）	106	(236)	157	193
利息以外の収益合計	4,016	2,669	17,679	17,082
給与手当	2,982	2,672	12,512	12,329
一般管理費	4,030	4,639	14,654	15,126
保険業務に係る費用	80	104	289	460
無形資産の減損	111	79	111	79
再構築費用	9	112	134	399
利息以外の費用合計	7,213	7,607	27,700	28,394
税引前利益（損失）	253	(1,768)	3,116	1,456
法人所得税費用（ベネフィット）	(189)	(402)	1,425	775
純利益（損失）	441	(1,365)	1,691	681
非支配持分に帰属する純利益（損失）	4	(5)	28	15
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）	438	(1,360)	1,663	666

資料

ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2014年 第4四半期	2013年 第4四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（四半期末） ⁽¹⁾	€ 24.99	€ 33.07	(24) %
ドイツ銀行株式 高値 ⁽¹⁾	€ 28.02	€ 35.48	(21) %
ドイツ銀行株式 安値 ⁽¹⁾	€ 22.66	€ 31.42	(28) %
基本的1株当たり利益	€ 0.32	€ (1.26)	N/M
希薄化後1株当たり利益 ⁽²⁾	€ 0.31	€ (1.26)	N/M
平均流通普通株式数（基本的、百万株）	1,385	1,077	29 %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株）	1,411	1,077	31 %
税引前平均株主持分合計利益率 ⁽³⁾	1.5 %	(12.6) %	14.1 ppt
税引前平均アクティブ資本利益率 ⁽³⁾⁽⁴⁾	1.5 %	(12.7) %	14.2 ppt
平均株主持分合計利益率（税引後） ⁽³⁾	2.6 %	(9.7) %	12.3 ppt
平均アクティブ資本利益率（税引後） ⁽³⁾⁽⁴⁾	2.6 %	(9.8) %	12.5 ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 ⁽³⁾	€ 49.32	€ 50.80	(3) %
基本的流通株式1株当たり有形純資産 ⁽³⁾	€ 38.53	€ 37.87	2 %
費用/収益比率 ⁽³⁾	92.1 %	115.9 %	(23.8) ppt
報酬比率 ⁽³⁾	38.1 %	40.7 %	(2.6) ppt
非報酬比率 ⁽³⁾	54.0 %	75.2 %	(21.2) ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	7,834	6,564	19 %
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	369	725	(49) %
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	7,213	7,607	(5) %
税引前利益（損失） 単位：百万ユーロ	253	(1,768)	N/M
純利益（損失） 単位：百万ユーロ	441	(1,365)	N/M
資産合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	1,718	1,611	7 %
株主持分合計 ⁽⁵⁾ 単位：十億ユーロ	68.4	54.7	25 %
リスク・ウェイトド・アセット ⁽⁵⁾⁽⁶⁾ 単位：十億ユーロ	394	300	N/M
普通株式等 Tier 1 資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	11.7 %	12.8 %	N/M
Tier 1 自己資本比率 ⁽³⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾	12.9 %	16.9 %	N/M
拠点数 ⁽⁵⁾	2,814	2,907	(3) %
内、ドイツ国内の拠点数	1,845	1,924	(4) %
従業員数（常勤相当） ⁽⁵⁾	98,138	98,254	0 %
内、ドイツ国内の従業員数	45,392	46,377	(2) %
長期格付 ⁽⁵⁾			
ムーディーズ・インバスターズ・サービス	A3	A2	
スタンダード・アンド・プアーズ	A	A	
フィッチ・レーティングス	A+	A+	

- (1) 株価情報の出所：ブルームバーク（XETRAに基づく。高値および安値は日中取引最高値／最安値）。2014年に実施の増資を反映するため、権利付株式最終取引日である2014年6月5日以前の株価については修正係数0.9538を乗じて遡及的に調整。
- (2) 想定される転換による分子への影響を含む。
- (3) 定義については、「Financial Data Supplement 4Q 2014（英文）」の17、18頁を参照のこと。
- (4) 平均アクティブ資本の調整については、「Financial Data Supplement 4Q 2014（英文）」の16頁を参照のこと。
- (5) 四半期末時点
- (6) リスク・ウェイトド・アセットならびに自己資本比率は、バーゼル2.5（2013年12月31日まで）およびCRR/CRD4完全適用ベース（2014年1月1日以降）に基づく。

* 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映していません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2013年12月31日現在 1兆6,110億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2013年12月31日現在で、当行は、フルタイム換算で98,254名の従業員を雇用し、世界71か国で2,907支店（そのうち66%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2014年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.33円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	9,829 (13,596)	14,309 (19,794)	15,606 (21,588)	14,254 (19,718)	12,769 (17,663)
利息以外の収益合計	15,493 (21,431)	12,984 (17,961)	15,783 (21,833)	17,761 (24,569)	17,082 (23,630)
純収益合計（注2）	25,322 (35,028)	27,293 (37,754)	31,389 (43,420)	32,015 (44,286)	29,850 (41,292)
税引前利益	5,202 (7,196)	3,975 (5,499)	5,390 (7,456)	814 (1,126)	1,456 (2,014)
当期純利益（注3）	4,958 (6,858)	2,330 (3,223)	4,326 (5,984)	316 (437)	681 (942)
普通株式	1,589 (2,198)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,610 (3,610)
株主持分合計	36,647 (50,694)	48,819 (67,531)	53,390 (73,854)	54,001 (74,700)	54,719 (75,693)
資産合計	1,500,664 (2,075,869)	1,905,630 (2,636,058)	2,164,103 (2,993,604)	2,022,275 (2,797,413)	1,611,400 (2,229,050)
合計自己資本比率（%）（注4）	13.9	14.1	14.5	17.1	18.5
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	52.65 (7,283)	52.38 (7,246)	58.11 (8,038)	57.37 (7,936)	53.24 (7,365)
基本的1株当たり利益 （ユーロ（円））	7.21 (997)	3.07 (425)	4.45 (616)	0.28 (39)	0.67 (93)

（注1）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）信用リスク引当金繰入額控除後

（注3）当期純利益のうち、15百万ユーロ、53百万ユーロ、194百万ユーロ、20百万ユーロおよび-15百万ユーロは、それぞれ2013年度、2012年度、2011年度、2010年度および2009年度の非支配持分に帰属する純利益（損失）である。

（注4）2013年度、2012年度および2011年度の数値は、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制において規定される資本要求指令3（「バーゼル2.5」としても知られる）に基づいている。2010年度および2009年度の数値は、ドイツ銀行法およびソルベンシー規制に取り入れられたバーゼル委員会による2004年の資本枠組み（「バーゼル2」）に従っている。当該資本比率は、資本と信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイトド・アセットとの関連を示している。ドイツ銀行法第64条第3項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

(b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ (億円))

年 度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
収益合計	32,513 (44,975)	33,002 (45,652)	36,529 (50,531)	32,711 (45,249)	30,317 (41,938)
営業利益	718 (993)	1,373 (1,899)	4,269 (5,905)	3,090 (4,274)	3,481 (4,815)
当期純利益	1,173 (1,623)	488 (675)	1,426 (1,973)	729 (1,008)	893 (1,235)
資本金	1,589 (2,198)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,380 (3,292)	2,610 (3,610)
資産合計	1,538,623 (2,128,377)	1,620,164 (2,241,173)	1,869,074 (2,585,490)	1,723,459 (2,384,061)	1,385,430 (1,916,465)
純資産額	22,764 (31,489)	33,685 (46,596)	33,990 (47,018)	34,752 (48,072)	37,839 (52,343)
1株当たり純資産額 (注1) (ユーロ (円))	35.39 (4,895)	35.36 (4,891)	35.64 (4,930)	36.54 (5,055)	36.21 (5,009)
1株当たり利益 (ユーロ (円))	1.89 (261)	0.52 (72)	1.53 (212)	0.78 (108)	0.88 (122)
1株当たり配当 (ユーロ (円))	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)	0.75 (104)
配当性向 (%)	39.7	143.0	48.9	95.6	85.6
従業員数 (人) (注2)	28,497	27,816	27,634	27,727	27,440

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。